

令和6年高取町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和6年 9月 9日 (月曜日)
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和6年 9月 9日 午前10時00分
閉会 令和6年 9月 19日 午前11時06分

出席議員 (8名)

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
3	番	谷	本	吉	巳	君
4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
6	番	新	澤	良	文	君
7	番	森	下		明	君
8	番	新	澤	明	美	君

欠席議員 (0名)

会議録署名議員

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
3	番	谷	本	吉	巳	君

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	前	田	広	子
書				記	辻		真	佑

説明のため出席した者の職・氏名

町	長	中 川 裕 介	君
副 町	長	東 扶 美	君
教 育	長	關 口 純 司	君
総 括 参 事		山 本 修 平	君
総 務 課 長		芦 高 龍 也	君
総 合 政 策 課 長		岸 本 資 之	君
税務課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策推進室長		榎 井 貞 男	君
住 民 課 長		吉 田 宗 義	君
福 祉 課 長		新 田 靖 幸	君
ま ち づ ぐ り 課 長		米 田 晴 信	君
事 業 課 長		森 本 修	君
会 計 管 理 者		福 若 佐 智	君
教 育 次 長		石 尾 宗 将	君
代 表 監 査 委 員		川 上 隆	君

議事日程

令和 6年 9月 9日 午前10時00分 開議

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 町長招集挨拶
- 4 発第 1 号 高取町議会特別委員会の設置について
- 5 同第 1 号 高取町教育委員会委員の任命について
- 6 認第 1 号 令和5年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認第 2 号 令和5年度高取町水道事業会計決算の認定について
- 8 議第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 9 議第 2 号 令和6年度高取町一般会計補正予算（第4号）
- 10 議第 3 号 令和6年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 11 議第 4 号 令和6年度高取町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 12 議第 6 号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 13 議第 7 号 高取町表彰条例の一部改正について
- 14 議第 7 号 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 15 議第 8 号 高取町手話言語条例の制定について
- 16 議第 9 号 高取町国民健康保険条例の一部改正について
- 17 議第 10号 高取町水道事業給水条例の一部改正について
- 18 議第 11号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
- 19 議第 12号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 20 議第 13号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 21 議第 14号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分について
- 22 議第 15号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 23 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（新澤良文君） 皆さんおはようございます。ただ今から令和6年高取町議会第3回定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、議会運営にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本会議に上程となります案件といたしまして、発議案件1件、同意案件1件、認定案件2件、議決案件15件、並びに一般質問をお受けいたしますので、慎重なご審議をお願いし、議員各位、並びに理事者、管理職の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、8名中8名でございますので、本会議は成立いたします。

本日、決算認定に伴い、地方自治法第121条の規定により、川上代表監査委員の出席を求め、出席いただいておりますことをご報告申し上げます。

○議長（新澤良文君） それでは、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る8月22日の議会運営委員会におきまして、本日9月9日から9月19日までの11日間と決定いたしておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本会期は本日から9月19日までの11日間と決定いたしました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、1番、森川議員、2番、西川議員、3番、谷本議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長（新澤良文君） それでは、日程第3 議会招集のご挨拶を中川町長よりお受けいたします。中川町長。ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 改めましておはようございます。第3回定例会開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

ざいます。また、日頃から議員活動を通じて、町の発展、町民の暮らしの向上に多大なるご尽力をいただいておりますことに、敬意と感謝を申し上げます。令和3年の新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、町民の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしました。改めて深くお詫び申し上げます。町議会では100条特別委員会を設置され、調査・検証をされているところです。町は引き続き真摯に対応してまいります。

さて、本定例会でご審議いただく案件は、高取町議会特別委員会の設置、高取町教育委員の任命、高取町人権擁護委員候補者の推薦、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、令和6年度一般会計補正予算など、発議案件が1件、同意案件1件、認定案件2件、議決案件15件で、全部で19件になります。各案件につきまして、慎重にご審議のうえ、ご議決、また、ご承認いただきますようお願い申し上げます。第3回定例会招集にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩をいたしまして、全員協議会を開催したいと思います。議員各位におかれましては、2階集会室へお集まりくださいますようお願いいたします。暫時休憩。

午前10時04分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。

それでは、日程第4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置についてから、日程第22 議第15号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでを一括上程とし、これより提案理由の説明を求めます。

まず、議員提案であります、日程第4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明をお受けいたします。7番、森下委員長。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○7番（森下明君） 発第1号 高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明を申し上げます。決算審査特別委員会を設置し、議員8名全員で決算内容等について集中審議をしていくことがより効果的であるとの観点から、決算審査特別委員会を設置するものです。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、日程第5 同第1号 高取町教育委員会委員の任命について、及び、日程第8 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由説明をお受けいたします。中川町長。お願いします。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 高取町教育委員会委員の任命につきまして、同意を求めることについてご説明をさせていただきます。

今回の提案は、令和6年9月30日付をもちまして、現在教育委員を務めていただいております、佛姓淳爾氏の任期が満了するため、後任として田中厚志氏を任命させていただきたく考えておる次第でございます。田中氏の略歴についてご紹介をさせていただきます。田中氏は昭和62年に大学をご卒業され、同年4月、小学校教諭として勤務をされました。学習指導、生徒指導、学級経営はじめ、子どもを中心に据えた様々な教育実践を重ねてまいられました。この間、橿原市の小学校で管理職も歴任され、昨今の課題の多い学校運営に携わってこられました。このように教育への見識も深く、教育の現状についても理解もございます。本町への愛着と誇りを持って地域への貢献について考えておられる方でございます。必ず豊かな教職経験の中で培われた知見や今後の本町の教育推進だけでなく、地域文化、また、スポーツの振興に生かしていただけるものと考えております。以上のことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、田中氏を高取町教育委員会委員に任命することについて、同意をいただきたいと思う次第でございます。何卒慎重にご審議いただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。今回の提案は、令和6年12月31日付けをもって、現在人権擁護委員を務めていただいております辻山堯英氏の任期が満了するため、後任候補者として、川本方也氏を推薦させていただきたいと考えております。川本氏の略歴についてご説明をさせていただきます。川本氏は昭和55年学校ご卒業後、同年4月より令和6年3月まで小学校教員として勤務をされております。その間、同和教育、また、障害児教育、人権教育推進、市町村人権教育研究会事務局など歴任され、校内外におきます教育実践や職員研修の推進、保育所、また、幼稚園、中学校、その他諸団体、福祉作業所などとの連絡、連携を強化に務めてこられました。また、本年4月からは

寺崎大字区長としてもご活躍をされております。これまで取り組んでこられました様々な人権問題や地域社会における高齢者に関わる課題について、今後も少しでも貢献したいという抱負をお持ちでございます。同氏は人権意識も高く、人権擁護について理解があり、地域の方々からの人望も熱く、実情にも十分通じておられます。以上のことから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、川本氏を人権擁護委員候補者に推薦する次第でございます。何卒慎重にご審議いただきますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（新澤良文君）　ありがとうございます。

次に、日程第6　認第1号　令和5年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第7　認第2号　令和5年度高取町水道事業会計決算の認定について、日程第9　議第2号　令和6年度高取町一般会計補正予算（第4号）から日程第22　議第15号　奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまでの提案理由説明をお受けいたします。東副町長。

〔副町長　東　扶美君　登壇〕

○副町長（東扶美君）　本定例会に上程いたします議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

案件は、日程6から日程7、日程9から日程22まで、認定案件2件、議決案件が14件の合計16件でございます。なお、別途配付いたしております、第3回定例会提案理由説明資料に各議案の概要をまとめておりますので、ご覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日、各委員会において、関係課長からご説明させていただきます。

最初に、日程6　認第1号　令和5年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度高取町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、学校給食特別会計、及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、日程7　認第2号　令和5年度高取町水道事業会計決算の認定についてでございます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度高取町水道事業会計の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、日程9　議第2号　令和6年度高取町一般会計補正予算（第4号）につい

てでございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第4号）により、歳入歳出決算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として、歳入歳出それぞれ、1億3,378万6,000円を増額するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。

次に、地方債の補正についてでございます。臨時財政対策債を27万5,000円、教育施設整備事業を5,620万円増額するものです。これにより、補正後の一般会計予算総額は、44億1,311万4,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程10 議第3号 令和6年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第1号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。保険事業勘定の補正でございます。補正予算額として、1,632万5,000円を増額補正するものです。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。これにより、補正後の予算総額は、9億2,020万9,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程11 議第4号 令和6年度高取町下水事業会計補正予算（第1号）でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第1号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。収益的収入及び支出の補正でございます。補正予算額として、歳入歳出それぞれ、440万円を増額するものでございます。これにより、補正後の予算総額は、3億2,847万8,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程12 議第5号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。高取町過疎地域持続的発展計画に新たな事業を追加するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定に基づき、同計画を変更しようとするものでございます。

次に、日程13 議第6号 高取町表彰条例の一部改正についてでございます。本町の自治功労者表彰にかかる被表彰者の要件を見直すため、条例の一部改正するものでございます。

次に、日程 14 議第 7 号 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてでございます。児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の改正に伴い、児童扶養手当制度の第 3 子以降の加算額の引上げ、全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げ及び扶養親族等の範囲の見直しを行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、日程 15 議第 8 号 高取町手話言語条例の制定についてでございます。手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の推進に係る基本的な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

次に、日程 16 議第 9 号 高取町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。番号法等一部改正法（令和 5 年法律第 48 号）の公布により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の変更を加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 17 議第 10 号 高取町水道事業給水条例の一部改正についてでございます。水道料金の債権放棄に関する規定を追加するため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、日程 18 議第 11 号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議についてでございます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の規定により、奈良県広域水道企業団規約を定め、関係地方公共団体である奈良県ほか資料記載の 25 団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、日程 19 議第 12 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてでございます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、奈良広域水質検査センター組合規約の解散に伴う事務の承継についての規定を加える変更を行うことについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、日程 20 議第 13 号 奈良広域水質検査センター組合の解散についてでございます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 7 年 3 月 31 日をもって奈良広域水質検査センター組合を解散することを構成市町村の協議により定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、日程 2 1 議第 1 4 号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分についてでございます。地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分について、構成市町村の協議により定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、日程 2 2 議第 1 5 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてでございます。番号法等一部改正法（令和 5 年法律第 4 8 号）の公布により、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、規約の一部に所要の変更を加えることについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が上程案件の概要、提案理由でございます。ご審議のほう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、日程第 4 発第 1 号 高取町議会特別委員会の設置についてを議題といたします。議案の朗読を局長にさせます。前田局長。

○事務局長（前田広子君） 発第 1 号 令和 6 年 9 月 9 日提出。高取町議会議長 新澤良文様。提出者 高取町議会議員 森下明 賛成者 高取町議会議員 野口勝也。

次の議案を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条及び高取町議会会議規則（昭和 3 1 年 1 2 月高取町規則第 3 号）第 1 2 条の規定により提出します。

高取町議会特別委員会の設置について。地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 9 条第 1 項及び高取町議会委員会条例（昭和 3 1 年 9 月高取町条例第 5 4 号）第 5 条の規定により、次のとおり特別委員会を設置しようとするものである。

記 高取町決算審査特別委員会 委員 8 名。

○議長（新澤良文君） 本案は全員協議会で確認している事項でありますので、質疑・討論は省略させていただきます。

上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、決算審査特別委員会の委員の発表を前田局長よりさせます。前田局長。

○事務局長（前田広子君） 1番、森川議員。2番、西川議員。3番、谷本議員。4番、松本議員。5番、野口議員。6番、新澤議員。7番、森下議員。8番、新澤議員。以上8名の委員でございます。

○議長（新澤良文君） 次に、決算審査特別委員会の正副委員長につきましては、全員協議会におきまして、正副議長に一任をいただいておりますので、ただ今より発表させていただきます。

委員長に8番、新澤議員。副委員長に7番、森下議員を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第5 同第1号 高取町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。同第1号 高取町教育委員会委員の任命について。次の者を高取町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。令和6年9月9日提出。高取町長 中川裕介。

記 田中厚志。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 本案は人事案件でございますので、質疑・討論は省略させていただきます。

それでは、上程となっております本案を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第8 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。議案の朗読を芦高総務課長お願いいたします。

○総務課長（芦高龍也君） 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。令和6年9月9日提出。高取町長 中川裕介。

川本方也。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 本案は人事案件でございますので、質疑・討論は省略させて

いただきます。

それでは、上程となっております本案を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） それでは、認第1号及び認第2号については、決算審査特別委員会に。議第2号から議第4号については、予算委員会に。議第5号及び議第6号、議第10号から議第14号については、総務経済建設委員会に。議第7号から議第9号及び議第15号については、教育厚生委員会に付託することといたします。

各委員会及び明日以降の日程を局長より報告をさせます。前田局長。

○事務局長（前田広子君） それでは、報告いたします。予算委員会は、9月10日、午前10時から。新型コロナワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会は、同日、予算委員会終了後から。総務経済建設委員会は、9月11日、午前10時から。教育厚生委員会は、9月12日、午前10時から。決算審査特別委員会は、9月13日、午前10時から。並びに、9月17日、午前10時から。本会議閉会は、9月19日、午前10時からでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 以上のとおりでございます。各委員会におかれましては、慎重なるご審議をお願いいたします。なお、9月19日の本会議におきまして、各委員長報告をお受けいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで休憩をさせていただきます。11時から再開をいたします。11時まで休憩。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。

それでは、日程第23 一般質問をお受けいたします。一般質問は議会運営上の申し合わせにより進めますので、議員各位のご協力をお願いいたします。なお、最初の質問及び回答は壇上で行い、再質問は質問者席で、回答は初回以降も壇上

でお願いをいたします。また、質問者の持ち時間は30分でございます。終了5分前になりましたら、私のほうから合図をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。なお、質問者の持ち時間である30分内で余った時間は関連質問をお受けいたします。

それでは、通告書にございました、1番、森川議員の発言を許します。森川議員。

〔1番 森川彰久君 登壇〕

○1番（森川彰久君） 1番、森川彰久です。質問に入ります。

最初に、産業廃棄物に関する「行政処分・措置命令」について伺います。

今般、高取町土地開発公社（以下、「公社」といいます）は、兵庫地区内、公社所有地の太陽光発電土地中（以下、「太陽光土地」といいます）から発見された有害廃棄物の撤去を求める訴状を7月19日に奈良地方裁判所葛城支部に提出しました。これまでの経緯、概要などについて、町民の皆さまには、広報、並びにホームページで周知されています。今後は、裁判にも影響する場合がありますので、太陽光土地に直接関わる質問は差し控えさせていただきます。今回は、行政処分について伺います。私は昨年令和5年6月議会で、以下のとおり質問しました。「太陽光土地の道路を隔てた東側土地では、同じ時期に同業者により産業廃棄物が不法投棄されています。公社は、平成20年12月25日、当該土地を民間に売却する計画に基づき、同21年1月25日、産業廃棄物、及び水質などの検査を実施しました。当時、産業廃棄物が発見されているにもかかわらず、公表しなかったのはなぜでしょうか。この産業廃棄物も撤去させるべきです。当局はどのように対処させるのでしょうか。」続いて、「行政処分の指針について、通知が出ています。行政処分を科すにあたっては、これを考慮する必要はないこと。行政処分については時効がないと明記されております。（中略）行政処分として措置命令を出してもらってください。」との問いに対し、東副町長は、「関係者の皆さまとご相談のほうをさせていただき、公社理事会において慎重に対応を検討し、議会において報告をしてまいりたいと考えております。」と答弁されました。前述のとおり、太陽光土地の東側道路向かいの公社所有土地中、加えて、太陽光土地南側に隣接する当時は高取町外のK氏他2名が所有されていた土地中には、更に大量の産業廃棄物が搬入されています。措置命令については、その後も再三、「どうなりましたか。」とお尋ねしますが、当局は曖昧な説明に終始されています。先日も、新たな資料を提出して、「奈良県に文書で回答を求めるようにして下さい。」と要請しました。そこで、伺います。

①本件につき、当局はどのように対処されたのでしょうか。

②奈良県の担当課は、どのように文書で回答されたのでしょうか。

次に、太陽光土地に隣接する土地に存する「文化財遺跡」について伺います。兵庫地区内の太陽光土地西側の尾根には多数の古墳があります。奈良県立橿原考古学研究所研究成果第4冊「大和前方後円墳集成」その1基目に、「兵庫カタダ6号墳」として、立地、奈良盆地の南端、越智丘丘陵の南辺りから南へ派生する支尾根のなかほどに立地する。周辺は20数基の古墳が集中し、兵庫古墳群を形成している。その中で、形態や規模から卓越した盟主墳である。墳丘、前方部を南に向けた前方後円墳で、全長36m、後円部の直径21m、高さ3m、前方部の高さ15m、長さ23m、高さ1.5mを測る。後円部に盗掘坑がある。2基目は、「兵庫カタダ10号墳」として、立地、奈良盆地の南端、越智丘丘陵の周辺に立地し、南へ派生する支尾根から一段下がった場所に位置する。墳丘として、前方部を南に向けた前方後円墳で、全長32.5m、後円部の直径17m、高さ3m、前方部の高さ15.5m、幅11m、高さ1mを測る。後円部に大きな盗掘坑がある。横穴式石室か。円筒埴輪、形象埴輪片を採取、後期、と報告されています。そこで、伺います。

①これら2基及び周辺20数基に関する、これまで調査の実態をお尋ねします。

②周辺地域では、市尾宮塚古墳、墓山古墳、兵庫カタダ古墳、与楽カンジョ古墳、鐘子塚古墳、寺崎白壁塚古墳と、古墳時代後期から末期にかけて主要な古墳が集中しているとあります。兵庫カタダ6号墳、10号墳及び周辺20数基の古墳について、現地で遺跡調査の実施など、今後の取り組みについて、ご所見をお伺いします。以上で私の壇上での質問を終わります。関連質問につきましては、再質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） それでは、ただいまの質問に対する回答をお受けいたします。参事。

〔総括参事 山本修平君 登壇〕

○総括参事（山本修平君） 失礼します。総括参事の山本です。私のほうからは、1番、森川議員のご質問の1、産業廃棄物に関する行政処分・措置命令について回答をさせていただきます。

まず、1の①、本件につき当局はどのように対処されたのでしょうかというご質問ですが、高取町からは、令和5年6月20日頃に県の水・大気環境課と廃棄物対策課に対し、状況の説明を行い、行政処分・措置命令等について見解を尋ねに

行きました。土壌汚染対策法を所管する水・大気環境課の見解によりますと、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康にかかる被害が生じ、または、生ずるおそれがある土地があると認めるときは、土壌汚染対策法第7条に基づき、県知事はその被害を防止するため必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止、その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとされています。人の健康にかかる被害のおそれがあるかの判断基準につきましては、汚染土壌や汚染水が住民に直接接触するかどうか、具体的には、周辺土地で地下水の飲用があるか否か、汚染された表土により土埃を吸い込む等であります。今回のボーリング調査で基準値の超過が発見された物質のうち、フッ素及びホウ素については、飲用井戸がなく、井戸水を飲用している住民がいないこと。鉛につきましては、土中に含有されているが表層にはなく、直接住民に触れるおそれがないことから、人の健康にかかる被害が生ずるおそれがあるとは言えないため、土壌汚染対策法第5条に基づく指定調査機関による調査実施の命令、同法第6条に基づく汚染除去等の措置区域の指定及び同法第7条に基づく汚染除去等の措置の指示を行うことはありません。また、汚染除去の措置を指示する場合の対象者は、行為者ではなく所有者、すなわち、町土地開発公社であるとの見解です。一方、廃棄物対策法を所管する廃棄物対策課の見解によりますと、産業廃棄物の処分者が特定され、水質汚濁、健康被害等、住民の健康上の被害等の具体的な危険が生じている場合、廃棄物対策法第19条の5の規定に基づき、県知事は処分者等に対し、支障の除去等の措置を命ずることができることとされています。廃棄物の処分者等について、特定されているかの判断は、「誰が・いつ・どこに・何を捨てたのか」が特定されているか否かを個別具体的に判断するものであり、不法行為等が直接確認できることを言いますが、個別具体のケースについては、お答えすることができません。廃棄物対策法第16条の投棄禁止は、同法第25条の罰則規定により、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科すると規定されており、公訴時効期間につきましては、刑事訴訟法第250条に懲期10年未満の懲役、もしくは禁固にあたる罪については5年と規定されているため、投棄禁止の公訴時効期間は5年であり、不法投棄後5年経過により時効が成立します。地元住民から産業廃棄物にかかる不法投棄等の通報があれば、県は通報はいつでもお受けするが、県はその通報に基づく行政指導の有無及び内容については、県情報公開条例等に鑑みてお答えできないことをあらかじめ申し添えます。また、行政

処分に時効がないことはご指摘のとおりですが、行為者の特定ができない限り行政処分として廃棄物の撤去を求める措置命令はできないとの見解でございます。

次に、1の②、奈良県の担当課はどのように文書で回答されたのでしょうかというご質問ですが、先日、森川議員から、奈良県から文書で回答を求める要請をすべきとのご意見をいただきましたので、令和6年8月27日に、高取町からは、文書で回答くださいということのを要請しておりますが、返事がいただけていない状態であります。高取町といたしましては、引き続き根気よく要請をしていく考えです。私からの回答は以上です。ご質問ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） ちょっと、総括参事いいですか。1つ目のね、回答についてなんですけども、本件につき当局はどのように対処されたんですかっていうことなんやけども、県の担当者の代弁を今されただけで、というふうなことを県のどこの担当のなにになにさんからお聞きしましたとかいうことであれば分かるけども、なんか県の代弁されたみたいな感じなんですけども、それどういうことなん。

○総括参事（山本修平君） 措置命令・行政処分、措置命令等を出してもらえないのかっていうことについて、担当課である県の担当課のほうに言いまして、その見解を聞きに行かしてもらったってというのが回答になります。

○議長（新澤良文君） だから、その回答聞に行った時に、県のなにになに課のなにになにさんからそういう回答をいただきましたっていうことでいいんやね。

○総括参事（山本修平君） そのとおりです。

○議長（新澤良文君） 森川副議長しっかり追求してください。

ほか。石尾教育次長。

〔教育次長 石尾宗将君 登壇〕

○教育次長（石尾宗将君） 失礼いたします。私からは森川議員の2番目の質問、太陽光土地に隣接する土地に存する文化財遺跡についての質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問の1つ目でございます。兵庫カタダ6号墳、10号墳及び周辺20数基に関するこれまでの調査の実態についての問、質問でございますが、まず、兵庫カタダ6号墳及び10号墳についてですが、森川議員が質問の際にご紹介されました、平成13年7月発行の「大和前方後円墳集成」編纂のため、橿原考古学研究所が行った現地踏査に、本町の発掘調査技師が同行し、大きさや高さなどを計測するための簡易な測量を行っております。なお、両古墳とも発掘調査は実施しておりません。

次に、周辺古墳に関する調査についてでございますが、兵庫カタダ6号墳の西側約120mに位置する通称なかにし山の試掘調査を、平成8年11月から平成9年3月までの期間で実施し、「兵庫古墳群試掘調査終了報告」にまとめられています。調査の結果、古墳を5基、古墳状隆起を1基、平場状遺構、平場状遺構とは中世の山城の遺構のことでございますが、これを3基確認しております。5基の古墳のうち、最も大きい直径16m、高さ2mの円墳は発掘調査を実施しており、須恵器、土師器、勾玉や太刀、ヤリガンナなどの鉄製品が出土したことから、5世紀後半の埋葬と考えられております。

続きまして、質問の2つ目でございますが、周辺地域では、古墳時代後期から終末期にかけての主要な古墳が集中しているとあるが、遺跡調査の実施など、今後の取り組みはという問い合わせでございます。現在は、「国指定史跡与楽古墳群保存管理・整備計画」に沿いまして、与楽古墳群の整備を鋭意進めているところでございます。与楽鐘子塚古墳の発掘調査を令和11年度に終了する予定となっております。その後、与楽鐘子塚古墳及び寺崎白壁塚古墳の周辺整備を実施いたしまして、与楽古墳群の整備はほぼ終了することになります。その後、「史跡市尾墓山古墳・宮塚古墳保存活用計画」に沿って、市尾墓山古墳の周辺整備や宮塚古墳の排水設備の整備、改変墳丘部の修復復元や樹木の伐採など、遺構保存のための整備を行います。兵庫古墳群につきましては、なかにし山の試掘調査の結果、大いに成果があり、試掘調査実施エリア以外でも慎重かつ綿密な調査が必要であると結論付けられておりますので、今後、兵庫カタダ6号墳及び、失礼しました。10号墳の試掘調査を実施することも検討してまいります。以上でございます。

- 議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。森川副議長。
- 1番（森川彰久君） それでは、参事からご答弁いただいた内容を先に再質問させていただきます。奈良県担当方の回答は、もう責任逃れに終始していると言えないような回答であったと私は認識しております。先日、新たな資料もお渡しして、行為者を特定できるんじゃないかということをご相談していただきたいということで、お示しさせていただきました。1つ目は、兵庫大字の決議書ですね。これは資料にも添付させていただいておりますので、見ていただいたらと思います。これはね、13名の署名、押印が別紙なされています。しかしね、この頃ね、この決議書にも書いてあるとおり、この見佐池、現地の見佐池が透明色で魚も泳いでいた池が真っ黒になったんですよ。その状況を当時の西本区長が村内放送されて、だから、署名、押印した13名だけではないんです。兵庫大字、当時は

130世帯はありましたかね。全員が周知し、全員が分かっておる内容なんですよ。当然、町役場にも西本区長は町会議員でもありましたので、申し入れされておられたと思いますよ。まず、その点からお聞きしましょうか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） すいません。私のほうから回答させていただきたいと思います。当時、町会議員でありました西本議員さん、あるいは、それで西本区長さんも併任されとったと思うんですけど、その時のですね、その要望書というのは、私のほうでは、ちょっと把握させていただいておりませんので、また、森川議員のほうから詳しくお聞かせ願いたいと思います。以上でございます。すいません。

○議長（新澤良文君） 森川副議長。

○1番（森川彰久君） 当時のこと記録あっても、失くされてんのか、処分されたのか、疑わしいところあるんですが、この決議書出さしていただいたのは、令和2年10月受付で出さしていただいていますので、まだ真新しい情報としてですね、行為そのものは平成10年頃の行為であったとしても、その特定するに至る根拠として出さしていただいた決議書、これ議長、もう週刊誌で報道関係はもう実名を出されておるので、山本商事さんでいいですね。

○議長（新澤良文君） どうぞ、実名でどうぞ。

○1番（森川彰久君） 山本商事さんが不法投棄されてるんですよ。これもはっきりしてるんですよ。だから、それを兵庫大字としてはっきり決議書という形を出さしていただいている。補足説明として、先ほども言いました、その当時、村内放送で兵庫住民で知らない人は誰もおらないということ。それをもって県に交渉してもらわないとダメなんですよ。参事どうですか。

○議長（新澤良文君） 山本総括参事。

○総括参事（山本修平君） 失礼します。森川議員からのご質問ですが、兵庫大字からの決議書につきましては、実際、持参をさせていただいて、こういった形で行為者の方であろうっていうことについての情報、裏付けとなる情報があるということもあわせた形でご説明をさせ、県の担当課のほうに説明はさせていただいているところです。私からは以上です。

○議長（新澤良文君） 森川副議長。

○1番（森川彰久君） さらに補足説明になりますが、この②番目としてですね、この元高取町長筒井良盛氏が山本商事との売買代金の返還訴訟を提起された中で、

証人調書として述べられてる箇所があります。今回資料としては、表題だけを付けさせていただきました。なぜこれを付けたと言いますと、年月日、平成23年3月1日、氏名、筒井良盛、あとは割愛させていただきます。要は証人が偽証した場合の罰を告げ、宣誓書を読み上げさせて、その誓いをさてたいということで、偽証罪問われる証言をされておられます。総数はかなりの枚数になりますが、2ページだけ抜粋させていただきます。県はね、平成12年以前から、もっと早い時期からこの土地について、産業廃棄物が放られているということで、県からも指導を受けられて、その土地に対して何回も指導された。そういうこと県も分かっていますから。

続いて、前面道路についてですね。雨が降ったら土砂が流れて水路が蓋されて、ずっと水つきになるんです。それは子どもの通学路ですから。兵庫大字からそういう状況であるから、危険だから早く片付けてほしいと、こういう申し入れが度々入っていたと、こういう証言をされています。県分かってるじゃないですか。県現場来てる担当課おったでしょう。その担当課、県にどういう報告してるんですか。それを追求してほしいんですよ。どうですか参事。

○議長（新澤良文君） 山本参事。

○総括参事（山本修平君） 失礼いたします。森川議員からのご質問の中で、裁判の資料のことでのご質問です。こちらにつきましては、私承知しておりませんでしたので、この事実も含めて県のほうに報告をさせていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 参事。ご存知なかったら交渉できないですね。東副町長と総務課長、私この証言調書を渡して、これを新たな資料として交渉してくださいとお願いしたでしょう。なぜ参事に伝わってないんですか。

○議長（新澤良文君） というか、参事がさあ、森川副議長の質問に対して、なんか県の代表のような答弁してんねんけども、自分ら行政の代表として県の窓口に行ってもらってるわけでしょう。だから、参事の答弁っていうのは、町長も副町長も総務課長も含めてみんな同じ想いで参事に答弁さしてるっていうことでいいの。

○総務課長（芦高龍也君） はい。

○議長（新澤良文君） それでいいの。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） すいません。私のほうから回答させていただきます。確かに、森川副議長のほうから、8月の20日の日に、私と副町長と交えまして、

先ほどの②の質問で、再度もう一回、県のほうに文書で回答をしてくれというようなご依頼がございました。その時に、こういうような明らかに証拠書類があるということで資料をいただきました。我々はもうそれをもとに再度県のほうへ回答を求めるということで、参事を県の窓口にして、させていただきまして、県とのやり取りを、いろんな方が問い合わせたら、県もややこしくなるということで、窓口一本化して今やっておったんですけども、今回その部分について、うまく参事のほうに伝わってなかったことにつきましては、我々のミスということで、再度ですね、町長も交えましてですね、県のほうへ強く要望をしていきたいと思えます。そのうえで、文書で回答をくれということで、再度申し入れを行っていきたく思いますので、よろしくご理解お願いいたします。以上です。

○議長（新澤良文君） 森川副議長

○1番（森川彰久君） 課長ね、皆職員さんもお忙しい中で、私の質問に対して、県側と接していただいておりますよ。やっぱり、時間はもうちょっと効果的に、貴重な時間になるように、そんな二度手間のかかるようなことをしてあげたら、また、一度で済む内容が、また参事、県と新たな、こういうことで来させてもらいましたって、電話でやり取りしてるんですか。どうなんです。県庁行ってるんですか。

○総括参事（山本修平君） メール。

○1番（森川彰久君） メールで。メールで。うん。それで即刻ですね、そういう内容で県側の回答求めてくださいよ。この廃棄物対策法のね、行為者を特定できないという項目が争点になってくると思うんですよ。時効がないというのは、分かっておられるんですから、担当課も。そうでしょう。土壤汚染対策法、これはもう通り一遍の回答で、私あんまり重き置いてない。だから、この廃棄物対策法に基づく対策法とですね、この措置命令には時効がないと。それをですね、もうちょっと強く交渉してください。再度同じ答弁求めます。

○議長（新澤良文君） いやいや。それもそうやし、県から出向してきてる参事がやね、県の担当者に対してメールで、高取町のことを抗議するってこれ、ちょっと職務的にどうなん自分ら。メールでそなん、メールの中に怒ったマークみたいな入れるのかな。いや、強く要望しますって言うても淡々と文書にしてメール、県の担当にするだけやろ。県は法律に基づいてその回答してくるだけやのに、がん首揃えて行かんかいや。そんな県から出向してきてる参事にそんな任しといて、もうおかしいんちゃうんかそれ。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） はい。すいません。すいません。今、副議長からも議長からもいろいろご指摘をいただきました。我々といたしましても、議会終了後、直ちにですね、県に出向きまして、この証拠書類を持ってですね、どうにかこれで証拠として活用できるかどうか確認も含めましてですね、参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。はい。

○議長（新澤良文君） はい。森川副議長。

○1番（森川彰久君） 時間の関係もありますのでね、次の証拠資料という、証拠補足説明ということにします。これこの兵庫地区はね、この太陽光土地を含めた新市街地開発計画の中に入ってたわけで、当初は住宅計画だったんですが、後に工場、工場建築というように変わったようにお聞きしております。その住宅開発業者とのこの協議の中でですね、平成5年の6月4日付けで、事前協議が高取町との間で締結されております。その事前協議の中にですね、こんな項目がありえないんですよ。どこの開発区域でも通常事前協議でこんな指導しないんですよ。それは廃棄物処理について指導してるんです、高取町は。事業に伴って排出される廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に行うこと。事業活動に伴って発生する廃棄物の取り扱いを参考とすること。ということは、一般論としてですね、このような意見書、指導書を出されたということは、もうその当時に高取町としたら廃棄物の存在を認識してたということになるんですよ。どうですか。

○議長（新澤良文君） だから、その当時さ、職員がおれへんていう言い訳するんかもしれへんけども、こんな大事なことで裁判になった、係争にもなったような問題やから、引き継ぎは当然してるもんやと思うし。この問題なんか森川副議長が議員になってからやし、僕が議員になった1期目からもこの問題取り上げていて、これ筒井さんの調書の問題も一般質問でもさせてもらってるから、知らんとは言わさんよ。だから、その当時から問題提起されていて、してるわけなんやから、いやいや当時僕らおらんかったから分かりませんじゃ通らんよ。もう何年も何年も同じ問題で追求されとんやから。答弁求めます。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。先ほど、森川議員からのご指摘がありました、平成5年の開発行為にかかる協議書につきましても、我々その書類を先日いただきました。その内容を確認させていただきまして、当時にそういうようなことがもうすでに行われてたんだなっていうことを、ちょっと改めて認識をさせていただいたことでもあります。先ほどの話とあわせましてですね、県に対して、

こういうような行為が開発行為の中で謳われているっていうことは、明らかにそういうことが原因であろうということも含めてですね、申し入れをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。過去のこととはいえ、もう30年前なんですけども、その時にどうあったかっていうことも含めてですね、また我々のほう残された資料を元にですね、解析をしていきたいと思っておりますので、また当時のことですね、分からないことが出てくればですね、また森川議員にお力をお借りしたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。どうも。

○議長（新澤良文君） はい。森川副議長。

○1番（森川彰久君） さらにね、筒井さんの証言だけじゃないんですよ。私その頃は一般の町民として傍聴に来ておったんですけどね。平成25年12月議会です。新人議員でした新澤議員が、鋭くこの問題追求されておるのを後ろで拝聴させていただきました。その中で、植村町長も見佐池の横の上の土地ではないですが、このKさん他2名様が所有してる土地ですね、太陽光発電のその横、この緑の部分ですね。この土地には廃棄物らしきものが搬入されていると思う。思うという半分逃げたようなことを答弁をされています。思うじゃないんですよ。搬入されているんですよ。植村町長その時には分かってたんですよ。でも、だまくらかしみみたいな答弁されてるんですよ、新澤議員に対して。当時、25年は芦高課長が総務課長ですね。あまり過去の役職聞いても、もう思い出されないですけど、それ覚えておられますか。植村前町長答弁されたん。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 約10年前の話になるんですけども、その話は覚えております。当時ですね、公社の土地の隣ということで、まだその当時、先ほどご質問にあったように樫原市在住の会社の方がその土地持っておられて、証拠はないんですけども、そういう形で過去埋められてたっていうようなことが、入ったと思うというような、当時、植村町長がされとったということは、記憶に残っております。はい。

○議長（新澤良文君） 森川副議長。

○1番（森川彰久君） だからね、その議事録は、私は手元にないですけど、公社の議事録は、いつでも当局保管されておるんだから、今、私が言いました植村答弁も一緒に補足説明資料としてですね、県の産廃対策法の係と交渉してくださいよ。植村証言。もう一回言います。元町長の筒井町長証言。それと、前町長の植村町長の答弁。それと、平成5年当時のこの兵庫地区を取りまとめておりました、も

う破産されてる会社やからいいでしょう。大新土木建設。これとの事前協議の結果。これも全部ですね、揃えて、この事前協議もあれですね、筒井町長当選されてすぐ事前協議、もうこれ完了の締結されてるんですね。平成5年6月4日付高取町企画第46号 高取町長 筒井良盛。事前協議完了されております。これには、先ほど言いました廃棄物の添付資料もご丁寧にいっぱい付いてますよ。こんなこと普通事前協議でしませんよ。そこに廃棄物があるということを確認されてたんですよ。そういうことで交渉してください。ちょっと時間の関係で次行きます。

これね、前にもちょっとお尋ねしたんですけどね、この土地売買、国土利用計画法の届出出てますか。事業課長どうですか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 本町の受付簿にも記載されておらず、県にも確認しましたが、出ていないということで返答を受けております。

○議長（新澤良文君） はい。森川副議長。

○1番（森川彰久君） これね、問題なんですよ。法律違反なんですよ。私、令和5年の、ごめんなさい。これまでの議会でもね、この国土利用計画法の届出は出てますかという質問させていただいたんですけどね、それは、市尾の林地開発の約5万5,000㎡、開発面積約5万5,000㎡の林地開発。そして今回、橿原市のK氏他2名、これがね、9,568平米。それと、もう1つあるんですよ。丹生谷地区の資材置き場の、これは平成30年2月、土地面積が6,908平米。これね、5,000平米、市街化調整区域における5,000平米以上の土地取引においては、売買契約を締結した日から2週間以内に市区町村の役場に届け出をしないといけない。その届出が私知る限りでも、この3件は全く出ていない。まだほかにもあるかも分かりませんよ。かなり広大な土地を山本商事さんは買収されてるって、いろいろ、巷のうわさで聞きますので。ということは、私知るだけでも、これ3件なんですよ。事業課長どうですか。3件とも出てませんか。知りませんか。どうですか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 3件とも出ておりません。

○議長（新澤良文君） 森川副議長。あと5分です。

○1番（森川彰久君） これね、担当課ちょっと情報、どういように共有したらいいのか、一応協議してくださいよ。というのは、この1番の林地開発の場合でし

たら、事前協議で協議資料が回ってくるので、担当課の事業課で、「これは5万5,000㎡だから届け出してくださいよ」「済みますか」いう指導できますね。2番目のこの太陽光の横の土地、この9,800㎡に関しては、これちょっとできないですね。分からないでしょう。届け出しなかったら分からないでしょ。まあいいです。いいです。ほんであと、2番目の丹生谷地区の資材置き場のこの6,900平米。これは農地転用かけるから、まちづくり課のほうで把握できますね。だから、私何を言いたいかと言いましたら、事前協議で回ってくる時は担当課で分かる、農地転用で申請が出てくる、その農地転用の許可なかったら登記できないんですから。その時は、まちづくり課で分かる。でも、そうでない太陽光土地の横、こういう雑種地とか山林、これは当事者同士でないと分からない。だから、これは、これ分かるのはね、税務課だけなんですよ。法務局から税務連絡入ってきますんでね。それ税務課長、共有できないんですか、情報。

○議長（新澤良文君） 梶井税務課長。

○税務課長兼新型コロナワクチン接種対策推進室長（梶井貞男君） ただ今のご質問でございます。法務局からの情報ということもございまして、ちょっと法務局にも確認をさせていただきながら、一度検討させていただきたいと思っております。

○議長（新澤良文君） 森川副議長。

○1番（森川彰久君） 是非これ早急にね、こんな大規模な土地買収されてるの山本商事さんだけだと思うんですけど。そやけど、これだけ度々になってね、これちゃんと法律違反の場合、刑事罰がつくんですよ。懲役と罰金刑がつくんですよ。法って守るためにあるんでしょ。守らないために法があるんじゃないんでしょ。そうであるんなら、進言してくださいよ。もうあのバブル期のように事前届出制にする、1つ目ですね。そしたら、届け出なかったら契約無効なるんですから。必ず届け出しますわね。そうでしょう。そうでなかったら、もう時限立法、もう一時期、一時期だけの時限立法。もう今は法律適用なしと。何年から、4月1日の総量規制と一緒にですよ。何年から何月までは時限立法でこの法律は適用させんと、そういうふうになれば、別に出さなかったでもいいでしょう。そやけど、本来の趣旨は、これをするによって事前に分かることすることによって隣接の住民に迷惑かからないように、事前に届け出、指導するんですよ。市尾の林地開発どれだけ迷惑かかっているんですか、近隣住民に。だから、このやっば国土利用届出義務違反、これは、これからも忠実に指導、徹底していただくように、事業課長答弁ください。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 今いただいた意見も持って、奈良県の県土利用政策課、そのほうにも一応こういう質問があり、今後注意してほしいといことで相談してまいります。

○1番（森川彰久君） はい。もう時間ないですね。最後に。

○議長（新澤良文君） 森川副議長。

○1番（森川彰久君） リーフレットにはね、リーフレットにはね、自分勝手な土地利用は周りの人々、将来の人々にまで迷惑をかけることになるかもしれませんので、事前防止、適正な土地利用を図るための勧告、助言ができるとの説明が書いてます。

最後になります。高取町文化財、いろいろ遺跡指定がありますので、市尾駅で降りていただいて、市尾の墓山古墳周っていただいて、兵庫の古墳群周っていただいて、それで与楽カンジョ古墳、飛鳥駅に抜けていただく。もしくは、寺崎白壁古墳行ってもら、斉明天皇陵も周ってもら。そういう、考古学者が、考古学に興味がある方がワクワクするような、散策ルート作ってくださいよ。高取町には産業廃棄物処理施設はいらない。これだけ最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（新澤良文君） 大丈夫ですよ。ゆっくりしてくださいよ。

森川議員の持ち時間が18秒残っております。森川議員の質問やから言うけども、自分らちょっとええ加減すぎるんちゃう。これ業者とこれから裁判していこうっていう中で、担当、統括参事に担当さして、担当の総括参事はやな、議員の指摘に対してメールで担当者とやり取りしてるって、県から出向してる職員がメールで県とはやり取りしてるって、ちょっとなめてんのかいう話やねんけども。その総括参事のあれやろ、回答をして、町長をはじめ執行部は、回答の代表を総括参事にさしてるってことやな。ということは、町長や副町長らの皆認識は一緒やってことやね、総括参事と。それやったら、自分ら気狂てると思うわ。こんなこと言うたあかん。またごめんなさい。不適切発言してしまいました。はい。ごめんなさい。それやったら、自分らおかしいと思う。はい。

では、これをもちまして、森川副議長の一般質問を閉じさせていただきます。

午後は1時から再開いたします。1時まで休憩いたします。休憩。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。

次に、4番、松本議員の発言を許します。4番、松本議員。

〔4番 松本圭司君 登壇〕

○4番（松本圭司君） 4番、松本でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回、下水道事業について、多少ご質問をしたいなと思ってます。令和7年度より水道事業が広域水道企業団へ統合され、下水道事業が町に残り、令和6年度より公営企業会計が適用されています。令和5年度の下水道事業は、またこの今回、定例会でも決算委員会でも出てくるんですが、特別会計になっております。この会計は、下水道事業に関連する収入と支出を明確に分けて管理するために使用されていますが、最近では、この事業をより効率的に運営するために、地方公共企業法の規定を適用されるようになっていきます。これにより、民間企業と同様の経営、資産管理を実現し、弾力的な経営を目指し、独立採算制の原則に基づいて運営されるというふうに規定されております。この本定例会の、先ほども申しましたように、決算委員会で報告がありますが、令和5年度の下水道事業特別会計では黒字となっております。ただし、監査委員さんにもご指摘いただいておりますように、黒字となっておりますが、一般財源から7,500万繰り入れされています。第1回定例会で、令和6年度の下水道事業会計予算が作成され、承認されております。これまで、上水道と下水道が一緒になった会計になっておりましたので、下水道だけってというのは、なかなか内容が、私もそうなんですが、分かりませんでして、今回、こういう6年度の予算書も見させていただいて、また、私も今年6月まで会計監査をやらせていただいておりますので、いち早く、この本年度の4月、5月の下水道事業の実績の詳細について報告を受けました。ここで、今の事業会計についてお伺いします。

1つ目、令和6年度下水道事業会計予算で下水道処理区域内人口が、2,185人と記載されていますが、区域内世帯数と下水道使用料を払われている世帯数、これを教えてください。

2番目、下水道使用料で4月の使用料実績、これ78万円です、月。5月の使用料実績は87万円です。この下水道使用料金の算出根拠、これを教えてくださいと思います。

3つ目です。同会計予算書で収益的収入は1億3,000万。支出は1億5,6

00万。収入では営業収益が1,100万。営業外収益が1億1,900万です。ここで営業収益、この1,100万円は、下水道の使用料が大半です。収入が1億3,000万のうちで、1,100万しか収入がない、実質の収入がないというので、これは公共事業なので仕方がないと言えば仕方がないでしょうが、自力で、やっぱ収益力を上げていくというのにも必要じゃないかなというふうに感じました。営業外収益の内訳は、一般財源から5,000万。長期前受金の戻入が6,800万。また、支出では、管路の建設工事で5,000万、6,000万。減価償却費で8,900万となっております。何回も申し上げますが、下水道事業の性格上、このような会計となるのは致し方ないと思いますが、このままでは、もう少し収益を上げていくというところを考えていただければどうでしょうか。まず、この状況を皆さんが把握していただいて、改善意識を持たなくてはいけないと思いますが、いかがでしょうか。まず、一般財源からの繰入金を少なくするには、下水道使用料を見直し、また、収入を増やすという方法がございます。下水道利用者を増やし、収入を増やす。本管を布設しても、接続しに来てくれない家庭も多々あると聞いてます。接続工事費も100万とか200万程度かかるので、ご高齢でお住まいの世帯には、負担となるのは事実だと思います。このまま税金、補助金、国庫等をつぎ込んで事業を継続していくのか。また、一般財源の繰入金額をどのように減らしていったらいいのかというのを、町としての施策をお伺いします。以上です。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

〔事業課長 森本修君 登壇〕

○事業課長（森本修君） 事業課の森本です。4番、松本議員のご質問の令和6年度より公営企業会計が適用されている下水道事業についてのご質問に対し、私のほうからお答えさせていただきます。

まず最初に、本町の下水道事業の状況について説明させていただきます。高取町は大和都市計画区域の最南端に位置し、大和川上流流域の末端流域となっております。本町には高取川幹線処理区、曾我川幹線処理区、曾我川東幹線処理区がありますが、いずれも末端の処理区に位置しております。本来ならば、流域幹線は明日村との町村界、御所市との市町村界までしか工事を施工してもらえない状況でありました。しかしながら、あまりにも不公平感があると考え、本町の下水道事業着手当初から流域幹線の延伸について強く要望し、明日香村との町村界から下土佐交差点まで流域幹線を奈良県で施工していただきました。しかし、議員各

位もご存知のとおり、下土佐交差点から清水谷大字における推進工事につきましては、本町の下水道事業にて施工しておりますので、多額の費用を費やしていることには間違いありません。ご質問の中の①、区域内世帯数と下水道利用料を支払われている世帯数の件ですが、平成11年11月11日に共用開始してから、令和6年3月末現在で、区域内世帯数が838世帯、下水道料金をいただいている世帯数が520世帯で、62.1%となっております。水洗化率を示す際には、人口により算出されておりますので、令和6年3月末現在で処理区域内人口が2,153人に対し、水洗化人口が1,628人で、水洗化率が75.6%であります。近隣市町村と比較しましても、御所市の66.1%は上回っておりますが、樫原市、明日香村は90%を超えており、水洗化率が低いと言わざるを得ない状況であります。今後、すでに管渠が布設されている地域につきましては、接続していただけるよう周知していく必要があると考えております。また、新規で管渠を布設する際には、対象所有者が全て接続していただけるよう、地元大字で協議していただき、さらに、協力を仰ぎながら進めてまいりたいと考えております。

次に、②の下水道使用料金の算出根拠であります。本町の場合の下水道料金については、平成11年11月の共用開始当時より、水道使用料に110円（消費税込になります）を掛けた数値で料金をいただいております。この料金設定は、平成11年当時の県内市町村とあわせた料金の設定のままで現在に至っております。

最後の③、来年の下水道事業の町としての政策についてですが、営業収益を増やして、税金の投入を減らすということは、下水道使用料の値上げを伴うこととなります。本町の場合、議員各位もご存知のとおり、水道料金が高く、今までは町民の方々の負担を強いていたこともあります。令和7年度からは県域水道一体化の事業統合が開始され、水道料金につきましては、抑制される方向でありますので、下水道料金の見直しについても、令和7年度で下水道事業経営戦略の改定を行う際に十分精査しながら検討していきたいと考えております。

○議長（新澤良文君） 松本議員。

○4番（松本圭司君） ありがとうございます。今、森本課長のほうから処理区域内世帯数と下水道を使っておられる世帯数838世帯が地域内の世帯数で、お金をいただいとるのが520世帯、520世帯言うたら、町の2,800世帯の5分の1ぐらいですね。でね、ここでそういう一般財源を、この520世帯のために使うのか。一般財源は、これ町民の皆さんからいただいた税金です。それを5分

の1の下水道繋がれているところに全部お金を使ってええのかというのは、私の1つの疑問です。それと、これについては皆さんいろいろお考えがあると思いますけれども、1つ頭に入れといてもらったらなと思います。それに本管を布設しても繋いでくれない。先ほど、森本課長からもありました。これはもう事実ですね。やっぱりお金がいるんですよ、繋ぎ込むのに。それをね、やっぱり収入を増やすのに助成金を少し出したってらどうかというのは、ちょっと私の意見です。そうせんと、本管に繋ぎ込んでくれる家庭はないですよ、このままでは。水道はね、水飲まんと生きていけませんので、お金をきちっと払いましょうと。下水については、もう今現在、合併浄化槽もあるし、別に繋ぎに行かんでもええわというような家庭が多いと思います。それだけじゃないと思うんですけどね。今、水道、下水道の使用料金、これが110円。これも周辺の自治体の金額と同等やということですが、これは勝手にあげられるんでしょうかね、この使用料については。これもまた質問をしたいと思います。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 料金の値上げ等については、できないこともないと考えております。ただ、先ほども申しましたように、やっぱり、その料金を上げることによって、逆に繋ぐのを拒まれるという世帯も出てくる可能性もありますんで、その辺につきましては、下水道の経営戦略の改定を行いますんで、その辺で十分精査しながらいきたいと思いますし、助成金の交付の件につきましても、助成金を交付することによって、また税金の投入等が出てきますので、その辺も十分この下水道事業経営戦略の県で精査させていただいて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（新澤良文君） はい。松本議員。

○4番（松本圭司君） ありがとうございます。下水道使用料金については、上げられるということなんで、周辺の自治体を見ていただいて、上げられるだけ上げたらどうかと思います。それに、来年からは下水、下水ちゃう、上水、水道の料金が多分下がると思いますので、その辺についても、少し下水道使用料金を上げてもいいかなというふうに私のほうは思ってます。いずれにしましても、公営企業会計が適用されてますんで、事業経営も民間企業並みにというふうに記載されてますんで、現状の問題点、どねんしたら繋ぎに来てくれるんやと。どのようにしても、やっぱり収入を上げていく。今現在、営業収益が1,100万。これは倍になっても2,000万ですけども、この1,000万分のね、一般財源をほか

に回せるやろうと、もう少しね。こういう下水道っていうのは、公共でお金をつぎ込むような事業ですけども。その浮いたお金をほかの福祉とか、そういうところに財源を回せるんちがうかなというふうに、非常に難しい問題やと分かっております。ただ、そういうことで、下水道、本管の引かれてるところについては、どうぞ接続しに来てくださいよというようなPRもね、これも必要やと思います。現在のこの下水道事業会計を見てもらったら、もうはっきりしてると思いますのでね、その辺を役場もそうですし、あと皆さん、ここにおられる方も認識していただいて、少しでも一般財源が有意義に使えるように持っていけたらなと思います。これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 松本議員の持ち時間が約18分残っております。関連の質問がございましたら、お受けいたします。ございませんか。はい。それでは。新澤議員、次質問入ってるよ。大丈夫ですか。新澤議員。

○8番（新澤明美君） それでは、1点質問させていただきますが、これまで下水道は必要であるけれども、高取町の地形上から言うと、やはり合併浄化槽を一定普及していくことも検討すべきではないかということが、議会の中で何度も何度も、これまで長期に渡ってされてきたんですけども、今回、都市計画法に基づいて、兵庫、市尾地域にね、住宅が作れるようにということで、延伸という話は、それは当然かなとは思っているわけですけども。そこら辺の合併浄化槽ということについては、どういうことをお考えなのか。今、今後のあり方というものについて、どこまでこのことについて検討をされたのか。検討をしてないのか。ちょっとお聞きをしたいと思います。はい。

○議長（新澤良文君） 森本課長。

吉田課長。

○住民課長（吉田宗義君） 失礼いたします。合併浄化槽のほうにつきましては、今、住民課のほうで補助金を窓口で出しております。今、質問ありましたように、基本的には下水道計画地は下水道が当然行きますんで、基本的に今、補助は出しておりません。それ以外の地域につきましては、申請がありましたら、国からの補助を受けて、個人の方に補助金を現在出しております。

○議長（新澤良文君） 質問と答弁がかみおうてないねん。その費用対効果の部分も考えてな、下水道事業でこれ以上行くもんなんか、合併浄化槽にしたほうがいいんじゃないかという問いですよね。それをどうされるんですかという問いやから。そっちのほうは合併浄化槽の補助金の窓口だけやから、そこは答弁できへんと思

うから、やっぱり事業課長が答弁してあげないといけない。

○事業課長（森本修君） かねて結構広い認可区域を取っていった時もあります。下水道事業がやっぱり財源圧迫するというので、面積をいっぺん認可縮小した時もございます。今、縮小して、それで合併浄化槽の補助も得られるようになっていって縮小したわけなんですけども、その当時、平成27年ぐらいから令和7年で10年規制の計画っていうのを進めて、それがだんだん、もう到達年度に近づいてまいります。今後、そのやっぱり下水道の管がなかったら、企業誘致するにしても、民間の住宅をあれにしても、不利な点もございまして、その辺は十分検討しながら、令和7年度の経営戦略等を睨みながら考えていくべきかというのが、私の考えでございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今、おっしゃったとおりかなと思いますが、やっぱり私、長期的に見ていくと、人口減少の中で、必ず減少していくわけで、負担も大きくなるということで、その合併浄化槽を使うと、集中浄化槽という形を取るということも、やはり選択肢として、十分に私は検討すべきやと思います。以上です。はい。もう回答は結構です。

○議長（新澤良文君） はい。松本議員の残り時間が16分ございます。森下議員。

○7番（森下明君） 松本議員の質問の時間をお借りいたしまして、関連で質問させていただきます。まず、下水道事業でございますけれども、高取の場合は、もう大和盆地の1番南の下で、県の取り組みが遅かったために、高取町の取り組みも遅れた。これはもう事実でありまして、私、議会議員になってすぐも、梶屋橋のどこまでしか来ておりませんでした。その中で、町村合併という話が持ち上がりまして、樫原、高市、広くは桜井、磯城まで1つの自治体にということで持ち上がりました。その中で、下水道事業が1番遅れてたのは高取町。ほかの地域はそれなりに進められていたという中で、これは追いつかれたらかなんということ、高取町の場合は、合併に備えて、計画区域を大きくしたというのが、高取町の下水道事業のきっかけです。そのために、来るはずもないやろうというところまで下水道の計画区域になっておりました。その中で、議員になってからずっと言い続けてきたのは、来えへんとは外したらどうやと。可能性のないところは外したらどうですかと。外さないために合併浄化槽の補助も得られない。やろうとすれば自前でやらなアカんと。こんな不公平な話がありますかということで、サービスの公平性ということで、ずっと言い続けて10年。やっと計画区

域の見直しがあって、今は小さくなりました。まだ大きいと。申し訳ありませんという話ですよ。下水道については、皆さんには大きく、高取町ほとんど全域に下水道をとという話をしてまいりましたがということで、申し訳ありませんと。ただし、下水道が行かない地域については、合併処理浄化槽については、個人負担はなしでもいいですよ。当然の話ですよ。下水道の計画区域から外れんねんから。その分費用がかからないんです。だから、そのぐらいのことをしてくださいというふうに、これも訴え続けてきました。ただ唯一、高取町で都市計画というものを立ち上げた時に、先ほど来出ておりました、住宅開発をする、あるいは、工業団地を建設したい、そういう地域はもう高取町で限られております。そこについては、県に協力を要請して、下水道の延伸を、県域水道の延伸をしてもらってください。町で、それに続く枝管は工事をしましょうということなんです。そやから、そういうことも含めて回答していただかないと、費用対効果が低いのみみたいなん当たり前ですよ。分かってたことや。高齢者の世帯で、それこそ、雨水以外は全部下水道に流すんやから。そなん100万、200万で済みませんよ。家の中、座敷上げて、家の中1番端まで掘って行って、風呂、トイレと繋ぐ、台所と繋ぐ、その時に風呂、トイレ、台所、工事して何百万かかります。そんなもん高齢者のお家でやってくれるはずがないんです。そやから、そういうことも含めてね、松本議員の質問に答えていただかないと。まともな答えになってないですよ。だから、高取町として、これからも、今出ました、この費用対効果の低い事業を進めるわけやから。当然、分かってて進めるわけやから。腹をくくって、こういう考えでありますよというぐらいの回答はいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（新澤良文君） 回答誰すんの。町長。誰。芦高課長か。

森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 今、いただいた意見を参考にしながら、やっぱり財政部局とも相談しないと、僕は回答できませんので、その辺で十分相談しながら、次の計画考えていきたいと思ってます。

○7番（森下明君） 結構です。

○議長（新澤良文君） おっしゃるとおりでね、赤坂池の前もね、持って行ってんのに本管繋がんとやね、あこの家の人、5軒ほど、赤坂池に全部垂れ流ししてはんねんであれ。環境的にもよろしくないよあれ。元々町会議員もおったのに、その辺も。本管、せやから無駄なところ、あれも要望あって引っ張ったんやろあれ。

せやけど、繋がれへんねやろ、結局は。それちょっと、もう一回精査しないと、本当に。

ほか、11分残ってますけども。いいですか。じゃあ、これをもちまして松本議員の質問を終わります。新澤議員の質問は35分から始めます。5分間休憩。

午後 1時30分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。

次に、8番、新澤議員の発言を許します。

〔8番 新澤明美君 登壇〕

○8番（新澤明美君） 失礼いたします。8番、新澤から3点について質問をさせていただきます。

まず1つ目に、職員の食事や休憩の場を設けることについてであります。日々、町民の暮らしを守ることに務められている職員の皆さんに感謝いたします。職員の皆さんが心身共に健康に働ける良好な労働環境を作るのは、理事者としての責務であります。高取町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条では、任命権者は1日勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとありますが、実態はどうでしょうか。職員の皆さん本当に体を休めておられるでしょうか。1年を通して暑い夏、寒い冬、土砂降りの雨の日が多く、昼食、休憩を取る場所は自席、あるいは、庁舎の外しかありません。働き方改革が進められているもと、リラックスできる食事や休憩の場所を設けるべきであると考えます。今後、新しい文化センター、リベルテ、保健センター等の部屋を利用して、少なくとも昼食時の時間帯に休憩ができる部屋を確保するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、もう1つ、防災で職員が長時間待機する場合の休憩場所も同様に検討すべきだと考えます。

2つ目、町の景観・田畑を守ることについて。地球沸騰化による著しい草の成長は、減少、高齢化している農業従事者を悩ますだけでなく、道路、公園等を含めた町の景観維持にも大きな影響を与えています。古墳の草刈り、ボランティアも募集しても集まりません。所有する田畑の草刈りだけで手いっぱいという現状もあります。また、田・畑の草刈りをするのは、災害時、町を守ることにつながります。とても重要です。さて、町民の皆さんの中で、草刈機を操作できる

人がどれだけおられるのでしょうか。町の景観・田畑を守るために、町民の皆さんや高取町を慕っていただける町外の人々の協力を求めるべきではないでしょうか。そのために、草刈機を町で用意をし、町内外の住民を問わず、草刈機操作の講習を実施をし、草刈り隊を養成してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。現在もシルバーやしごとコンビニで草刈り等を進めているかと思いますが、トラクターの利用も含めて、草刈りを積極的に進めていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、観光イベントとセットにして、草刈りを実施をする、こういうことも提案をいたしたいと思います。

3つ目、物価高騰等による困窮家庭の実態把握と支援について。長期にわたって実質給与が上がらず、そこへ物価高騰はさらに生活を圧迫しています。多くの家庭で高熱水費、食費など、経常経費をなるべく抑えるとともに、医療、介護費用の抑制さえもされているのが実態であります。そういう中、町としてはどのようにその実態を把握をされているのか、その実態はどうであるのか、お聞きをしたいと思います。住民の方に直接どんな働きかけをし、支援をしているのか、ご回答ください。以上が質問であります。よろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） それでは、ただ今の質問に対する回答を受けます。芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 8番、新澤議員の一般質問に私のほうから、1番の回答をさせていただきます。

まず、職員の食事や休憩の場を設けることについてということについて、お答えをいたします。現在、役場で勤務している職員につきましては、昼休憩時の食事については、自席で取っているのが現状でございます。以前には、庁舎の会議室などが使用していない場合に、職員が休憩できるスペースの設置をしたことがありますが、使用する職員はほとんどおりませんでした。また現在、庁舎においては、空きスペースがほとんどなく、職員の休憩のスペースに割く空間がありません。しかしながら、先ほどから話にありましたように、職場環境の向上は、働きやすい職場を作るためにも重要だと考えていますので、引き続き、職員の定員管理計画を進めるとともに、職場環境を充実できるように施策を検討してまいりたいと思っております。私のほうからの回答は以上でございます。

○議長（新澤良文君） はい。米田課長。

〔まちづくり課長 米田晴信君 登壇〕

○まちづくり課長（米田晴信君） 失礼します。まちづくり課の米田です。私のほうからは、新澤議員の町の景観・田畑を守ることにについて回答させていただきます。

まず、農業者を悩ます草の繁茂についてですが、本町では、9団体、14か大字におきまして、国・県・町で補助を行う、多面的機能支払交付金事業を実施しております。この補助金を活用して、耕作放棄地の草刈りの日当や、里道水路の修繕、また、景観や美化のため、コスモスやひまわりなどを植栽するなどに使えますので、こういった補助事業をさらに周知してまいりたいと思います。

次に、高取町として、町内外の住民を問わず草刈りの講習を実施し、草刈隊を養成すべきということですが、そのことについては考えておりません。過去には高取城跡の草刈隊を行っていましたが、草刈りにおける怪我や死亡事故の発生もあることから、狭い場所で多くの人が作業するのは危険だということもあり、現在は、まちづくり課の職員で実施をしております。年数回はシルバー人材センターへ依頼し、草刈りを行っているところでございます。それから、イベントについてでございますが、今申し上げましたように、草刈りは非常に危険を伴う作業であるということから、ひとつ間違えれば命を落とすこともあるということで、草刈機を使ってイベントの開催ということは、考えておりません。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 吉田課長。

〔住民課長 吉田宗義君 登壇〕

○住民課長（吉田宗義君） 失礼いたします。新澤議員のご質問の2番、町の景観・田畑を守ることににつきましてでございます。住民課では、農地以外、雑種地等で草刈り等を実施せずに近隣に著しく迷惑となっている場合については、現在、文書を発出しまして、対応していただけるようお願いしているところでございます。住民課からは以上でございます。

○議長（新澤良文君） 福祉課長。

〔福祉課長 新田靖幸君 登壇〕

○福祉課長（新田靖幸君） 失礼いたします。福祉課の新田でございます。ただ今の新澤議員からの3問目の物価高騰による困窮家庭の実態を具体的につかんでいるか。どんな働きかけをしているか。どのような支援をしているか。以上3点についてのご質問に対して、回答いたします。

まず初めに、物価高騰による困窮家庭の実態を具体的につかんでいるかというご質問に対する回答です。こちらにつきましては、福祉課の窓口での相談対応をは

じめ、各大字を担当する民生委員・児童委員や大字区長、社会福祉協議会と連絡調整を行い、実態の把握を行っているところでございます。

次に、どんな働きかけをしているかというご質問に対する回答です。こちらにつきましては、町窓口での相談対応を含め、民生委員による心配ごと相談を毎月開催いただき、町民の悩みを広く拾い上げるなどの対応を行っております。困窮家庭の孤立を防ぎ、生活に関する相談に応じ、各種サービスを適切に利用するための情報提供や援助などを行うとともに、必要に応じて関係行政機関へ繋げるなどの対応を行っております。

次に、どのような支援をしているかというご質問に対する回答です。支援に関しては、令和3年度から事業名称の変更はございますが、今年度まで実施されています、住民税非課税世帯臨時給付金などの給付金事業として、令和3年度から令和5年度の繰越分までで、延べ2,950世帯に対しまして、総額約2億4,462万円の給付を行っております。また、令和6年度におきましても、合計約300世帯に対して、約3,000万円の給付を行う予定でございます。次に、生活保護費に関しましては、89件の支給を現在行っておるところです。そのほかにも、今年度の当初予算の重点事業でもご説明申し上げましたが、物価高騰を踏まえ、町民の皆さまに寄り添い、「健やかに住み続けたい高取町」を目指し、様々な施策を行っております。福祉課の主要施策のうち、給付、もしくは助成している事業としましては、まず、健康・医療関係として、一般不妊治療・不育治療費の助成、生殖補助医療費補助、1か月児健康診査費助成、個別がん検診の無償化、小中学生要保護・準要保護家庭インフルエンザワクチン費用助成などを行っております。次に、子ども・子育て関係としましては、結婚新生活支援補助金、出産・子育て応援交付金、妊婦の移動支援、新生児チャイルドシート購入補助金、おむつの配布、児童手当支給は所得制限を撤廃し、対象者を高校生まで拡大するなどを行っております。次に、高齢者生活支援としましては、高齢者移動手段の確保、高齢者見守りあんしんシステム、高齢者買い物送迎、通院等利用公用車貸出などを行っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） はい。それでは、再質問をお受けいたします。新澤議員。

○8番（新澤明美君） まず、1つ目の職員の休憩所の問題でございますが、今後も検討していくという、ただそれだけの回答でございましたが、今度新しくできる文化センターにおいて、そういう場所を設けると。それは別に、常に休憩できるというよりも、災害の時には使えるというのが前提としながら、少なくとも昼間

の間は、そういう形でも使えるような、そういうことを是非私は検討していただきたいなと思っています。それと、リベルテにおきましても、例えば、2階の調理室とか、工作室とか、常に使っている部屋ではないですね、あそこはね。少なくとも、昼間の1時間という間だけをね、例えば、あそこの横にある保育室もありますけれども、あまりそういう利用されてないところをなんとか、そういう部屋に代用するとか、新しく部屋を作らなくてもできないのか。また、保健センターならば、相談室とかいろいろ、ちょっとありますが、昼間の時間、そういう部屋をなんとか職員が交代で食事が取れるように使えないのかどうか。そういう意味で、私は質問をしてるのですが、ちょっとお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） はい。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） すいません。今の貴重なご意見ありがとうございます。先ほどからご説明をさせていただきましたけども、各施設、リベルテホールであったり、保健センターであったり、あるいは、外の公共施設につきましては、空きスペースを利用して、今後ですね、その所属長とも検討いたしまして、活用していってもらうようにします。ただしですね、庁舎内の職員につきましては、そこへわざわざ昼間に行って休憩はできないので、できましたら庁舎内で考えたいんですけども、先ほど、ご説明ありましたように、しましたように、空きスペースがございませんので、今後、いろんな形で活用できるペースができましたら、職員の休憩場所として取ってもらおうかなと思っています。それとですね、就業規則、先ほど、新澤議員もおっしゃりましたけども、必ず1時間は休憩を挟まなければいけないということなんですけども、やはり住民サービスをしている役場ですので、昼休みを閉庁するわけにはいかないもので、ある程度、窓口も交代して休憩してもらわなければ、結構よその市町村からであったり、あるいは、会社から証明書、昼間の休憩時間帯に来られる住民さんもおられますので、その辺も考慮しながらですね、今後、職員も組合とも話しながらですね、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私のほうからは以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 基本的に庁舎内で働く人には、そういうところは保証できないという、今、ご回答かなと思いますが、それおかしいと思うんですよ。

○議長（新澤良文君） 会議室も開放しとったけども、使っていない、使う人が少ないっていうことをさっき答弁されましたよね。

○8番（新澤明美君） あのね、使う人がいないんじゃないかと、使うようにしなくち

やいけないって言ってるんですよ。あのね、昼間の間に当然、住民サービス必要です。もう昼間しか来れない人いるわけですからね、住民さん。だから、窓口対応の職員は置いておかなくちゃなりません。それは、交代で当然するべきであります。そういう中、それをしながら、やっぱり8時間働く中で、きちんと休憩時間を取る。住民さんもね、自席でご飯を食べてるって、ちょっと考えて欲しいという住民さんたくさんおられますよ、昔から。高取町の中で、私1人、2人の人のこと言ってるわけじゃないですが。すごくて、そのことに慣れてしまってるかもしれない。でも、本当に働くってどういうことなのかと。休憩するってどういうことなのかということがね、あまりにもね、認識不足。遅れてる、考え方が。そう思いませんか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 今、ご指摘のありましたのもよく理解できます。我々も職場で、職場環境を、やはり、みんな職員を一丸となって運営していく中で、いろんな話し合いをしています。その中でですね、やはり、確かにですね、自席で食べるのは、住民さんから見たらいいものかも分から、悪いものかも分からへんねんけども、ただ、今、先ほどからちょっと説明させていただいたように、その食事をですね、取る場所がないがために、自席で取ってるってということなので、今後ですね、昔ですね、そういう会議室を利用して、ここを利用してくださいねと、例えばですよ、今、2階の和室ありました場所、今、コールセンターとか、今、事業課が事務所として使ってる場所ですね、休憩スペースを設けたこともありました。ただ、そうしますとですね、また昼から和室が入っておったり、あるいは、そこの片付けも含めてちゃんとできてなかったり、利用者が少なかったりとかというようなこともね、全然検討をしてこなかったわけじゃないので、今、先ほどから意見もいただきましたんで、そういうような意見も考慮しながらですね、もう確実に休めるような体制を取れんねんやったら、人数がおったらですね、取れると思うんですけども。今、そういう窓口業務も併用して、昼間してもらってますので、これは我々からしたら反省点かもしれないけども、今後ですね、またそういうことも含めて、定員管理の増員計画も含めましてですね、きちっと職場環境は充実できるようにしますので、よろしく願いいたします。私のほうから以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 場所がないということでありましたが、1つは、1つ要望。

新しく文化センターを、私は建設をする中で、そういうところを作っていただきたいと、要望と、もう1つ、今、防災、災害時、警報が出た時に職員さんが動員をされて、一晩中自席でうつむいたりとか、そういう形で、住民の命を守るために頑張ってくれてはるわけですけれども、本当に体大変ですよ。交代もありますけれども、体を休めるための場所を確保するという、まあ言うたら夜ですからね、夜となれば、ほかの部屋も空いてるわけですからね。そこら辺、職員さんが体を休められるように、例えば、ダンボールベッドをどっかの部屋に置いてね、休めるようにするとかという対応はしていただけないでしょうか。

○議長（新澤良文君） はい。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 災害時の対応についてですが、我々も今般ですね、先日の台風であったり、南海トラフの関係であったり、24時間待機をいたしました。その際にですけれども、職員同士休憩をしながら、仮眠も必要やしということで、そういうような部屋の確保ですね、例えば、ロビーであったり、あるいは、応接室であったり、いろんなところで、ソファの置いてあるところで、休憩してくださいねっていうことでやってましたけれども、今後また、先ほどおっしゃりましたダンボールベッドとかもですね、活用させていただいて、十分に休息できるような体制をとっていききたいなと思ってますけれども、ただし、動員も数名で24時間頑張ってるような状態なので、通しで行ってるんですけれども、交代もしながらですね、これ1日で済んだから良かったものをですね、これ長期間に渡りますと、そういうわけにはいきませんので、今後そういうことも含めてですね、検討をさせていただきたいと思います。もちろん、先ほどから話が出てますように、文化センターの改修も含めてですね、今後どうしていくかという議論もありますけれども、先ほどから新澤議員がおっしゃられた提言も踏まえましてですね、今後検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私のほうからは以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 次に、町の景観・田畑を守ることにについて質問を、再質問をさせていただきます。先ほどのご答弁の中で、私が十分に質問がうまくしてなかったからだと思いますが、観光イベントとセットにしてというのは、イベントの中で遊びながらやろうという、そういうイメージで捉えてくれてはるんやなと思って聞いてたわけなんですけれども。今、全国で、いろんな場所で、草刈隊の養成というのを、県でお金出してやっておられます。女性でも、若い人でも、草刈りがで

きるようにということで、そういう養成をされております。まあ言ったら、草刈りができる人がやはり少なくなってる。今、草刈りができる人がいても、その人たちが今、その草刈りをしている60、70代の人たちがいなくなったら、その後の若い人たちが本当に草刈りができますかという、本当もうここ10年の先ね、草刈りができない人ばかりになってくると思うんですよ。そういう養成を今、本当におこななくちゃいけないですよという提案なんです。そのために、今、中山間ので取り組みをしていただいているのはよく分かっています。そういうものしながらも、やはり、草刈りができる人を養成するというのを是非していただきたいと思っておりますが、その点についてお答えください。どういうふうにお考え、今、考えられますか。

○議長（新澤良文君） 米田課長。

○まちづくり課長（米田晴信君） 失礼します。今、草刈機の講習、養成することなんですが、今、町の職員も日常、公園とか城址とか草刈り行ってるんですけども、これあくまでも我流で行っております。ですので、誰かに講習を行えるというものではございません。草刈機を使用する作業というのは、先ほども言いましたけども、注意をしても怪我や死亡事故があるということで、正式な講習となれば、労働安全制度に基づいた刈払機取扱作業安全衛生教育というのを受講する必要があつてですね、近隣では、奈良県の森林組合が年に2回ほど開催されておりますけども、初心者の方が草刈機の操作を行うのであれば、是非受講してからですね、作業を行っていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） はい。新澤議員。

○8番（新澤明美君） そうですね。今、言われたとおりに安全を確保するため、素人ではだめなんですよ。ちゃんとした講習ができる人に受けるということ、奈良県としてはやってないようですよ。だから、私は町としてね、そういう、そういうところに講習行っていただくのも1つの方法かと思いますが、町が主体的にそういう講習に取り組んでいくということ、私はやっていただきたい。今、そういうところも使ったらというお話でしたんでね、そのことも含めまして、是非とも草刈機を取り扱える人を増やしていただきたいと思っております。はい。そのことには別に何もありません。必要だと思つてはりますよね。それはね。そういうことでいいですね。

○議長（新澤良文君） 必要や言うてはる。

○8番（新澤明美君） 必要ですね。必要ですね。はい。必要ならばね、町長なんかありますか。はいどうぞ。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 新澤議員のほうから、草刈機を使える人ということで、今、おっしゃってるんですけど。これ、私一般的なボランティアの関係で言いますと、例えばですね、今、議員の皆さんの中でも実際に自主的に年に何回か草刈りをしていたり、また、地元のあれでやっていたらと思うんです。と言いますのは、私何を言いたいかわからず、口でいろいろを言ってるよりも、まず体と手を動かして欲しいということなんです。だから、逆に新澤議員も地元でそういう活動されているのか、私ちょっと承知あげてないんですけども、1番困ってはるのは、地元の方が、例えば、みんなで共同、例えば、市尾墓山古墳の草刈り、年5回か6回出されてますわ。実際に市尾の区長さん、また、草刈りやっていたらと思うんです。私もたまに覗かしてもらってね、やっぱり、もう人がますます減ってきてるんですわと。だから、そこがポイントやと思うんです。当然、大多数の20人ほど来られてると思うんですけど、草刈りされてる。十分考えながらやってはるんでね。だから、どこのそういう地域でも、実際に草刈りを、草刈りというよりも、そういう作業をしていただきたい、まずはね。まずは、作業していただきたい。どことも困ってはると思います。それと、町内一斉美化運動、今年9月1日、ちょっと台風のかげんで中止させていただきましたけども、各大字のほうで、また独自の取り組みをされてると思います。また、日程ずらしてですね。その時に少しでも、自分のできる範疇で、やっぱり出ていっていただいて、少しでも美化に努めていただきたいというふうなのが、私の気持ちです。どこの大字でも、そういう呼びかけあったら、出ていっていただいとると思うんですけど。まず、そこが重要なことというふうに思っております。草刈りについては、先ほど、米田課長ご答弁させていただいたとおり、かなり危険伴いますんで、その点も十分考慮していかなあかんと思います。良いご提案でございますねんけども、なかなか、一長一短すぐにできるってわけじゃないやろう。それよりもまず、やっぱり、独自で皆さんの地元のそういう活動に少しでもご協力いただきたいというのは、これ私の気持ちでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 自主的な活動というのは、本当、地元の大字でも皆さん、本当いろいろ動いてはりますし、よその大字でもそれはあります。当然、それやっ

てはる人もいっぱいいるわけですし、それでも、1週間経ったら、本当にね、また草生えるですよ。それで、また必死になって、また草刈りに行ってると。という状況が、この夏は本当に、この夏だけ違いますけど、そういう状況なんですよ。そういう中で、当然、そういうのは、今、実施もし、継続も皆さんしていただいているんですけども、そこに加えて、本当にこれから草刈りができる人を養成してほしいということなので、是非とも今後の課題として、私は考えて欲しいということと、もう1つ、今、このシルバー、シルバー人材センターのほうで草刈りを出してるけれども、実際にもう仕事をいっぱいいっばいで、どんどん仕事があるのでやりきれないという話を聞いているんですが、それは事実ですか。

○議長（新澤良文君） 新田課長。

○福祉課長（新田靖幸君） 失礼いたします。今の新澤議員のご質問でございますが、シルバー人材センターからお伺いしておりますのは、仕事のほうが溢れるほどということではないというふうに聞いております。以上です。

○議長（新澤良文君） いいですか。新澤議員。

○8番（新澤明美君） わかりました。しごとコンビニやシルバーも含めて積極的にそういうことに取り組んでほしいと。ボランティアは、それはそれでいいと思いますが、仕事としてということではありますが、具体的にいろんなところをボランティアで草刈りに行ったりとか、少し、やはり、その地主さんにお金をいいただいて、草刈りに行っておられる。個人的な契約で行っておられたりとか、本当、いろんな形で草刈りが進んでいるんですね。そういう中で、やっぱり、しごとコンビニとか、シルバーのほうで、やっぱ1つの金額が定まりますからね。そういうほうで、1つの仕事として、もっと積極的に取り組んでいただけたらありがたいという声もあります。それについては、いかがですか。

○議長（新澤良文君） はい。岸本課長。

○税務課長（岸本資之君） 失礼します。総合政策課の岸本でございます。新澤議員の一般質問の中のしごとコンビニの件につきまして、しごとコンビニには、町内に住む、ちょっと働きたい人、ちょっと手伝って欲しい人や事業所を、お仕事情報の中で結びつけてやっていく事業を展開しております現在。契約は個人の請負契約でやってもらってます。原則、登録者個人の責任になっており、しごとコンビニ自体、道具類等は持っておりません。そのため、必要な仕事とか、トラクターとか草刈りってというのは、所有してる人限定で依頼してもらわなあかん形になりますんで、作業契約の金額、そっから燃料費、消耗品代、トラクターでしたら

輸送費を含みますと、かなりの金額になってくるのが現実です。

○8番（新澤明美君） かなり。

○税務課長（岸本資之君） はい。しごとコンビニは事務手数料だけいただきますんで、あとは、こんだけでやって欲しいって言うてこられた方とマッチングして、マッチングしなければ契約は成立しませんので、そういう形になっております。しごとコンビニで草刈りっていうのは、依頼はあります。たまに。基本的に最初、シルバーのほうで話を持っていきます。草刈りでしたら。やはり、草刈り機とか持っている人少ないんで、やはり、しごとコンビニの登録者の中では。やっぱり、女性の人とか若い人が多いんで。そういうことになっております。しごとコンビニの中での個人の草刈りの草むしりや庭先の維持管理程度のもので、道具も登録者で賄ってもらってるのが現実で、また、農業関係につきましては、収穫程度の作業を依頼してもらってるのが現実でございます。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今、しごとコンビニに登録されてる方が機械を持ってるような人もいないので、というお話でありましたが、今、シルバーのほうでなんとか、今、回ってるならば、それでいけるのかなとは思いますが、これいっぱいいっぱいになってくるならばね、やっぱ、しごとコンビニでもそういうことを、こんなことできる人ありませんかという形でね、やっぱ、積極的にそういうことを取り組んでいく。なかなかね、草刈りをして欲しい人が依頼をするかと言ったら、なかなかそうもなかってなかったりとかね。ほったままでであったりとかね。そんなこともあるわけで、是非とも田畑を守るという部分でね、心して取り組んでいただけたらと思います。ここはもう要望にしておきます。

次に3つ目、物価高騰等による困窮家庭の実態把握の問題でございますが、これにつきましては、基本的に相談窓口と民生委員さん等からの聞き取りで、住民さんの様子もわかり、窓口に来ていただけたらいいという、今までもそういうこと私も聞いてきたつもりなんですけれども。別に家の中全部皆さん見せるわけでもなく、見せたくもないというお家もいっぱいあるかと思いますが、実際に、本当にしっかりとご飯が食べられてなくなったりとか、介護が必要な年寄りが本当にほって、これ本当の話として、デイサービスには行ってるけれど、夕飯は食べさせられてなかったりとかね。そういうことが、やっぱり、起きてるんですよ。そういうのが、なかなか見えない。そういうのを見ようと思ったら、やはり、地域の中で、もちろんコミュニケーションっていうのは必要なんですけども、行政サイ

ドが先頭に立って、やっぱ、個人情報っていうこともありますからね、やっぱ、訪問していく、1人暮らしとか老人のところ中心とはなるかもしれませんが、学校も対応していかなくちゃいけないかと思いますが、実態を捉えるために多角的に、やっぱ、家を訪問するというのは、私は大事ではないかなと思うんですが、その辺について、取り組みとしてはどうなんでしょうか。今、ちょっと思われること。把握するために何ができるのかということで、ちょっとお考えを聞きたいんですが。

○議長（新澤良文君） 新田課長。

○福祉課長（新田靖幸君） 失礼いたします。ただ今の新澤議員のご質問でございますが、多角的に対応するために、訪問などを考えてみてはどうかということをおっしゃっているのかなというふうに理解しておりますが、実質のところ、高齢者に関しましては、福祉課の中にあります包括支援センターのほうで、ケアマネージャーでありますとか、保健師、それから、介護認定の関係で、町内のケアマネージャーの皆さんとかが、家庭のほうをそれぞれ訪問していただいているのが実情です。ですから、そちらのほうから、当然、何かがありましたら、福祉課のほうにも上がってきますので、高齢者に関してはそういう形で、把握のほうはできているのかなというふうに思っております。また、若年層に関しましても、保健センターのほうでやっております赤ちゃん訪問でありますとか、定期検診の関係で栄養管理とか、痣の関係とかっていうことも、虐待の関係ということも、かなり対応してくれているのかなというふうに思いますし、また、小学校とか、幼稚園とかというところとも虐待も含めまして、定期的に連絡のほう取り合いをしておりますので、かなりそちらのほうも対応できているんじゃないかなというふうには思っております。あと、先ほども申しましたとおり、町内のことに関しましては、大字の区長さんはじめ、民生委員の皆さんとも連絡を取っておりますので、今のところ、これで100点というふうに理解しておるわけではございませんが、現状把握するためには、かなりのところで動いているんじゃないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） はい。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今出ました民生委員さんの活動ですけれども、民生委員さんというのは、日常的に訪問活動も含めまして、どのぐらいの頻度で、どこに向かって、どういう動きをされているのか、ちょっとお聞きできます。

○議長（新澤良文君） それはわからん。わからん。

- 8 番（新澤明美君） 全然把握してませんか。
- 議長（新澤良文君） 民生委員にもよりますよ。
- 8 番（新澤明美君） そこちょっとお答えください。
- 議長（新澤良文君） 答えれるか。答えやんでもいいよ。答えられへんねんから。
- 福祉課長（新田靖幸君） 民生委員さんの活動についてというご質問でございます。まず、どこに向かってという質問のほうよく私には理解できていないところではございますけれども。民生委員さんのほうは、各大字でですね、担当の区域がございます。その中で、困りごとでありますとか、心配ごとに対して、定期的に各家庭のほう、各個人のほうを訪問していただいているというふうに認識しております。以上でございます。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8 番（新澤明美君） 生活保護を受けていたりとか、虐待の問題とかね、具体的に、特別に何か課題として上がってるのに関しましては、民生委員さんは行ってあれなのかなと思いますが、実際のところね、どこまで役場とお話し合いを持ち、役場が把握してるのか、私はとっても疑問だなと思ってのんです。今のお話を聞いててもね。民生委員さん活動してないっていう意味じゃなくてね。役場がどこまで把握してるのか分からない。だから、とっても難しいことやと思うんですよ。役場はあんな仕事いっぱいあってね、いっぱいやってくれてるのは、私はよく分かってるつもりです。分かってるつもりですが、なんて言うんか、制度の中で周っていく人はそれでいいんですが、そのはざままで、本当にいろんなことが起きているわけで、そういう中で、言うたら、介護をした人が、介護を受けてる人をね、殺してしまったりとかね、そういうことが起きてしまうわけで、そこら辺とってもソフトな話ですけども、民生委員さんだけではありませんが、活動がどういうふうにされてるのか、実際、どこの家へ行ってきて、どんな話をしてきましたかという、そういうね、細かいことを私は是非していただきたいと思いますので、窓口で、はい困った人来てくださいって言うたってね、なかなかそんな行かないんですよ、そんな人は。窓口に行ける人はまだね、大丈夫なんですよ。だから、やはり、こちらのほうから、そこら辺細かい対応を是非していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（新澤良文君） はい。要望ね。
- 8 番（新澤明美君） そのところはね。今言ったように、打ち合わせ、打ち合わせなり、結果なり、十分にお話をしていただきたいということでもあります。ちょ

っと、今のところね、高取町の町民さんで、国の法律に基づいた補助金等については、皆さんにお渡ししたということではありますが、具体的に、大変な困窮家庭に、どういう対応をしていったらいいのか、するつもりなのか、ちょっと、その辺についてお話を聞きたいと思います。今後。

○議長（新澤良文君） まだ何も決まってないこと答弁できんの。

はい。福祉課長。

○福祉課長（新田靖幸君） 失礼いたします。ただ今の新澤議員のご質問でございますが、多分、今後どういうことをやっていくのということを聞いていただいているのかなというふうに理解して、お答えさせていただきます。国の制度で、給付がありますとかっていうのは、先ほども申しましたとおり、今後もそういう給付制度がございましたら、直ちに対応していきたいなというふうに思っております。あと、先ほどから出てます制度のはぎまで、お助けをするのに引かかるかどうかという方に関しましてということでございますけれども、こちらのほうに関しまして、初めから申し上げてますとおり、地元の方たちと、それから職員も町内出てますので、その中で、十分拾い上げをしながら、対応していきたいなというふうに思っておりますので、こちらに関しては、今後とも引き続きやっていきたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（新澤良文君） はい。新澤議員。5分です。5分前。

はい。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 最後の1つの質問で終わらせていただきます。この質問の中にありましたように、住民の皆さんが、本当に暮らしが大変になってるという実態について、どういう形で把握をされたか、具体的にありましたら、具体的にあるかと思っておりますので、その実態について、ご説明をいただければと、それで質問を終わらせていただきます。把握されている実態。先ほどその、まあいいです。はい。

○福祉課長（新田靖幸君） 失礼いたします。新澤議員からのご質問でございますが、どういうふうに困窮家庭を把握してるのかという、1番初めの質問と同じなのかなというふうに思って、お伺いをしたところでございますけれども、制度のほうでは、例えば、所得の関係とかということで、対応のほうさせていただいてるところです。それから、実際に、例えば、老々介護でありますとか、知的障害が持っていてとかという、各ご家庭の事情はいろいろあるというふうに把握をしてるところでございます。認識してるところでございます。そちらに関しましては、先

ほどから何度も申し上げておりますとおり、町の職員の巡回の中での情報の共有でありますとか、地元の皆さん、民生委員さんはじめ地元の皆さんとの情報共有の中で拾い上げていくという対応をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） はい。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今年に入ってから、どういう実態を掴んでおられるのか。そのね、全部記録もしてきてはるわけですね。

○議長（新澤良文君） 個別にですか。

○8番（新澤明美君） 個別にね。個別にね。今、方法はよくわかります。個別にね、実態を把握もされているわけですよ。そういうのは、今、住民の皆さんの実態はどういうものがあるのか。具体的に、特にこういうケースはこのぐらいあります。こういうケースはこのぐらいありますっていう、そういう把握、全部記録ありますよね。

○福祉課長（新田靖幸君） 失礼いたします。ただ今のご質問でございますが、個人情報関係もでございますので、記録のほうはございますが、ここで発表するべきではないというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） いいですか。1個言うてからもう3個やで。

はい。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 詳しくご回答いただきましてありがとうございます。今までと変わらず、一層のご活躍、住民の皆さまの暮らしを守るために頑張ってもらいたいと思っています。私も微力ではありますが、努力もしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ご回答ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 新澤議員の持ち時間が少しだけ余ってますけども、はい。森下議員。

○7番（森下明君） 新澤議員の質問時間をお借りいたしまして、短く。町の景観・田畑を守るっていうことで、1人でも多く草刈機使う人という話が出ておりましたが、先ほど来、まちづくり課長、住民課長がおっしゃるとおり、危険を伴う作業を町が推進して広めるべきではないと私は考えております。あくまでも、ボランティアはボランティアでやっていただく。一例を申し上げますと、うちの近所で、ボランティアで草刈りしていただいていた方がおられました。紐で刈っておられて、それ飛び石になって、車2台に当たりました。これボランティアでやっていただいってんねんやけど、車2台の補償を、その人がせんなん、こんなことを町

がボランティアで多くの人があつて、こう推奨してどうしますか。こんなことが起きてきたら。シルバーをお願いしてるから保険も入っていただいでる。しごとコンビニでやっていただいでるからそれなりの対応もできるということなんですよ。私たちやっておりますけど、全て保険に入ってます。だから、怪我もある、死人も出る、あるいは、そういう物的な被害も出る可能性があるという中で、これは慎重に対応していく、もらうべきであろうと。当然、そのボランティアしていただける人が多ければ多いほど、これは町にとっては、景観も良くなるということで、大事なことやとは思いますが、町があんまり推進するべきことかなというふうに思います。そして、景観・田畑を守るということは、僕以前にも高取町景観条例作ってくれっていうふうに申し上げました。住民課長からも出ましたが、お願いしてもなかなか対応してくれない。荒れたままの田畑で置いてあるいうところがたくさんある。これはペナルティがないと、お願いしてもしてくれへんから。古い景観を守るってことでは住宅も一緒なんですけど、うちら街並を守るという中で、古い壊れそうな家を解体してもらう分については、補助金いただいております。反対に、せえへん家にはペナルティかけようやということです。農地・田畑も一緒です。お願いしてやってもらえへんところには、ペナルティかけるということですよ。役場に近いとこで、住宅隣接地の農地、全く対応されないで、これもうずっとほったらかしていうところがありますよね。アライグマそこでは20何頭捕っておられます。もう把握してはると思いますよ。役場の近くですよ。同じ地域でアライグマ20何頭そのとこで捕ってる。巢やんか。そんなとこも対応せえへん。ペナルティがなかったら誰がすんねんという話です。だから、補助を出す代わりにペナルティもかけるということで、対応をお願いしたいと思いますが、最後に、その方向性の回答だけをお願いできたらと思います。

○議長（新澤良文君） 時間がオーバーしましたんで、じゃあ、方向性の対応だけ。

吉田課長。

○住民課長（吉田宗義君） 貴重なご意見誠にありがとうございます。ここで、ちょっと即答もなかなかできませんけども、今後、検討させていただきたいと思ます。

○7番（森下明君） はい。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） それでは、これをもちまして新澤議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日通告いただきました一般質問を全て終了いたしました。

本日予定しておりました日程は、これもちまして終わりましたので、これもちまして散会といたします。散会。

午後 2時33分 散会

令和6年高取町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和6年 9月 9日 (月曜日)
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和6年 9月 9日 午前10時00分
閉会 令和6年 9月19日 午前11時06分

出席議員 (8名)

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
3	番	谷	本	吉	巳	君
4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
6	番	新	澤	良	文	君
7	番	森	下		明	君
8	番	新	澤	明	美	君

欠席議員 (0名)

なし

会議録署名議員

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
3	番	谷	本	吉	巳	君

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	前	田	広	子
書				記	辻		真	佑

説明のため出席した者の職・氏名

町	長	中 川 裕 介	君
副 町	長	東 扶 美	君
教 育	長	關 口 純 司	君
総 括 参 事		山 本 修 平	君
総 務 課 長		芦 高 龍 也	君
総 合 政 策 課 長		岸 本 資 之	君
税務課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策推進室長		榎 井 貞 男	君
住 民 課 長		吉 田 宗 義	君
福 祉 課 長		新 田 靖 幸	君
ま ち づ ぐ り 課 長		米 田 晴 信	君
事 業 課 長		森 本 修	君
会 計 管 理 者		福 若 佐 智	君
教 育 次 長		石 尾 宗 将	君
代 表 監 査 委 員		川 上 隆	君

議事日程

令和 6年 9月19日 午前10時00分 開議

- 1 認第 1 号 令和5年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 2 認第 2 号 令和5年度高取町水道事業会計決算の認定について
- 3 議第 2 号 令和6年度高取町一般会計補正予算（第4号）
- 4 議第 3 号 令和6年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 議第 4 号 令和6年度高取町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 議第 6 号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 7 議第 7 号 高取町表彰条例の一部改正について
- 8 議第 7 号 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について
- 9 議第 8 号 高取町手話言語条例の制定について
- 10 議第 9 号 高取町国民健康保険条例の一部改正について
- 11 議第 10号 高取町水道事業給水条例の一部改正について
- 12 議第 11号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について
- 13 議第 12号 奈良広域水質検査センター組合理約の変更について
- 14 議第 13号 奈良広域水質検査センター組合の解散について
- 15 議第 14号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分について
- 16 議第 15号 奈良県後期高齢者医療広域連合理約の変更について
- 17 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加議事日程

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会調査報告書の件について
-

午前10時00分 開会

○議長（新澤良文君） ただ今より本会議を再開いたします。本日の出席議員は、8名中、8名でございますので、本会議は成立いたします。

本日、決算認定に伴い地方自治法第121条の規定により、川上代表監査委員の出席を求め、出席いただいておりますとともに、手話通訳者をお願いしていただきますことをご報告申し上げます。

○議長（新澤良文君） それでは、上程となっております議案を一括議題といたします。議題となりました案件につきましては、去る9月9日に提案理由説明をお受けいたしております。各所管の委員会に付託しておりました案件につきまして、ただ今より各委員長の報告をお受けいたします。

それでは、予算委員会のご報告をお受けいたします。8番、新澤委員長。

〔8番 新澤明美君 登壇〕

○8番（新澤明美君） それでは、予算委員会からの報告をさせていただきます。予算委員会に付託された案件は、議第2号 令和6年度高取町一般会計補正予算（第4号）、議第3号 令和6年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第4号 令和6年度高取町下水道事業会計補正予算（第1号）のこの3件でございます。議第2号につきましては、1名の反対があり、賛成多数で承認をいたしました。委員会では、主に防災備品整備予算について、備品の安全な保管場所や財源の質疑がありました。それに対する町の回答は、2,000人を対象に3日間対応できるよう非常食のセット、保存水、毛布、タオルケット、トイレ、トイレ TENT を備蓄品として公共施設避難所に順次配置いたします。施設に配置しきれない分については、早急に安全な保管場所を確保します。また、財源は高齢者福祉基金でこれまで広く活用してきましたが、早急に適正な条例に改正をしますということでした。議第3号、議第4号については、いずれも全会一致で承認をいたしました。以上、委員長報告といたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、総務経済建設委員会のご報告をお受けいたします。野口委員長。

〔5番 野口勝也君 登壇〕

○5番（野口勝也君） 総務経済建設委員会からご報告を申し上げます。去る9月11日、午前10時から、2階集会室において、委員8名全員出席のもと開催をいたしました。本委員会に付託されました7議案につきまして、慎重に審議をいた

しました。議第 5 号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更について、議第 6 号 高取町表彰条例の一部改正について、議第 10 号 高取町水道事業給水条例の一部改正についての 3 議案については、全会一致で承認されました。議第 11 号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議について、議第 12 号 奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について、議第 13 号 奈良県広域水質検査センター組合の解散について、議第 14 号 奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分について、以上の 4 議案については、賛成 6 名、反対 1 名で、賛成多数により承認されました。以上で報告を終わります。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、教育厚生委員会のご報告をお受けいたします。松本委員長。

〔4 番 松本圭司君 登壇〕

○4 番（松本圭司君） それでは、教育厚生委員会からご報告いたします。去る 9 月 12 日、午前 10 時から、2 階集会室において、委員 8 名全員出席のもと開催いたしました。本定例会に付託されました議案のうち、本委員会に付託されました 4 議案につきまして、慎重に審議をいたしました。議第 7 号 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について、議第 8 号 高取町手話言語条例の制定について、議第 9 号 高取町国民健康保険条例の一部改正について、議第 15 号 高取町後期高齢者医療広域連合規約の変更について、以上 4 議案は全会一致で承認されました。以上で報告を終わります。

○議長（新澤良文君） 松本委員長。訂正ですね。

○4 番（松本圭司君） 失礼をいたしました。訂正でございます。議第 15 号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、訂正をいたします。以上です。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、決算審査特別委員会のご報告をお受けいたします。新澤委員長。

〔8 番 新澤明美君 登壇〕

○8 番（新澤明美君） 決算審査特別委員会から報告をさせていただきます。本委員会に付託されました案件は、認第 1 号 令和 5 年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、認第 2 号 令和 5 年度高取町水道事業会計決算の認定についての 2 件でございます。いずれも全会一致で承認をいたしました。なお、認第 1 号で述べられた主な意見は次の事項でございます。不用額が大きくなるように予算計上の際、十分に検討をすること。職員不足を補ううえで技術職、地元集落支援員などを検討し、適正な配置をすること。永井氏寄贈品の目録につ

いて、専門の鑑定士の協力を得て作成し直すこと。事業系一般廃棄物の民間委託を検討すること。

○議長（新澤良文君） 違うよ。

○8番（新澤明美君） 廃棄物収集の民間委託を検討すること。収集入れます。すいません。し尿処理運搬業務をはじめとした随意契約や物品の処分について、厳正に実施すること。火葬場の町外者利用料について、近隣市町村と比較して低額なため、引き上げを検討すること。リベルテホールの和室及び応接室の改修設計業務費用について、事前に関係者との協議が不十分で、設計内容、改修費用ともに議会で承認されず、事業が実施されなかったことを今後活かすこと。以上を報告いたします。

○議長（新澤良文君） 新澤委員長。事業系一般廃棄物じゃなく、事業系廃棄物の収集運搬でよろしいですね。

○8番（新澤明美君） 廃棄物ですよ。

○議長（新澤良文君） はい。一般は削除させていただきます。

はい。ありがとうございました。

以上をもちまして、各委員長報告を終了いたします。なお、委員長報告に対する質疑は行いません。各議案の審議の中でその都度、質疑、討論を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。ただ今から議事を進行をいたしますが、議案書の朗読を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、省略をいたします。あわせて、今定例会は常任委員会において、全議員の出席のもとで開催されております。付託案件の中で全会一致で承認されたものにつきましては、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、提案どおり進めさせていただきます。

次に、日程第1 認第1号 令和5年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、川上代表監査委員より、決算審査結果について、ご報告をお願いいた

します。川上代表監査委員。

〔代表監査委員 川上 隆君 登壇〕

○代表監査委員（川上隆君） 令和5年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査について、ご報告を申し上げます。審査は、去る8月5日、6日の2日間、議会選出の谷本委員と共に実施をいたしました。審査の概要につきましては、お手元に配布しております、高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書をご清覧をいただきたいと思います。審査の結果につきましては、いずれも計数的に正確であり、内容についても適正であると認めます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

それでは、上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第2 認第2号 令和5年度高取町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

川上代表監査委員より、決算審査結果についてを、ご報告をお願いいたします。
川上代表監査委員。

〔代表監査委員 川上 隆君 登壇〕

○代表監査委員（川上隆君） 令和5年度高取町水道事業会計決算審査について、ご報告を申し上げます。審査は、去る5月31日、議会選出の松本委員と共に実施をいたしました。令和5年度高取町水道事業会計決算につきまして、関係諸帳簿、並びに証拠書類を照合、審査した結果、決算は計数的に正確であり、内容についても適正であると認めます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第3 議第2号 令和6年度高取町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程となっております本案について、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

○議長（新澤良文君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。西川議員。

○2番（西川侑老君） 2番、西川侑老です。議第2号 高取町一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。議第2号 高取町一般会計補正予算の中には、文化センター内にある社会福祉協議会やシルバー人材センターの事務局移転費用や旧育成幼稚園の除却にかかる予算など、必要な予算が多く含まれています。その中で、7款1項4目の災害対策費において、大きな問題があるため、反対いたします。まず、この予算について、提案理由の説明では、地域防災計画の見直し及び南海トラフ地震臨時情報発令の状況を踏まえ、町が保管する備蓄品を整備するため、需要費2,278万4,000円を増額補正するものと行政から説明がありました。防災備蓄自体は住民の皆さまを守るための予算として必要だと私も考えており、賛成です。では、なぜ私がこの予算に反対しているのか、その理由を3つ述べさせていただきます。

1つ目は、防災備蓄の必要性和説明内容の不整合です。高取町地域防災計画における南海トラフ地震の被害想定は、震度5弱から5強で、死者や負傷者、避難者、建物の全壊、半壊、出火軒数、全て0とされています。そのため、南海トラフ地震臨時情報の発令を理由に、これほどの備蓄を購入する必要性には疑問があります。行政は南海トラフ地震だけでなく、台風や中央構造断層帯地震への備えも含めて説明していますが、支出目的と説明内容には不整合が見られます。備蓄購入が中央構造断層帯地震を目的にしているのであれば、提案理由説明にもそのように記載すべきだと考えます。こうした点を今後改善していただくことを期待し反対させていただくのが、1つ目の反対理由です。

2つ目は、保管場所や管理方法、ランニングコストの不明確さです。最初の行政からの答弁では、備蓄品は文化センターに保管される予定でしたが、文化センターは、震度5弱から5強で大きなダメージを受けると想定されています。この施設に震度6強から7の地震を想定した備蓄品を保管することに問題があり、多くの委員から厳しい追求がありました。最終的に保管場所は、一時的に文化センタ

一に置き、その後指定避難所に移す方針となりましたが、管理方法やランニングコストに関しては未計画です。賞味期限の管理や消費のタイミングなども計画されていないため、町として計画的に予算を運用できているとは言えません。今後、計画的な予算執行を促すために反対する、これが2つ目の反対理由です。

3つ目が最大の反対理由です。福祉基金の不適切な使用です。行政には、特定の目的を達成するために積み立てられる特定目的基金があります。家庭で貯蓄をする場合、車の購入のための貯蓄をテレビの購入に当てるなど、用途を自由に変えられますが、行政の基金は条例で用途が厳格に定められており、その目的以外に使うことは許されておられません。今回、防災備蓄の財源には、特定目的基金である福祉基金が当てられています。まず1つとして、高取町には高齢者福祉基金条例はあるものの福祉基金条例は存在しません。それにも関わらず、決算書や予算書には、福祉基金と記載され、議会の議決もないまま高齢者福祉基金の高齢者という文言が削除されています。条例に基づかない基金を財源として使用することは明らかに問題です。また、仮に高齢者福祉基金を財源とする場合でも、基金の目的に合致しているかが問われます。高取町高齢者福祉基金条例の第1条には、高取町における高齢者保健福祉の充実・強化を図り、もって活力ある豊かな長寿社会の形成に寄与するため、高取町高齢者福祉基金を設置すると定められています。また、第5条には、基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めによりその一部を処分することができることと記されており、この防災備蓄が高齢者保健福祉の充実・強化につながり、長寿社会の形成に寄与するものなのか疑問があります。さらに、高齢者に限定した備蓄ということになれば、避難してくる高齢者以外の住民には使用できないということになってしまいます。また、私は保険福祉と防災は別分野であると考え、この財源の使用は条例違反であると考えます。行政側からは、拡大解釈により、高齢者以外にも備蓄を提供することが可能という説明がありましたが、私自身は納得できないため、今回の予算案には反対いたします。ただし、私自身も住民の皆さまを守るため、この予算は必要であると認識しています。そのため、替案として、より適切な財政調整基金を財源とすることを提案いたしました。高取町財政調整基金条例の第1条では、災害復旧、町債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、財政調整基金を設置すると定められており、第6条第3項には、緊急に実施する必要がある生じた大規模な土木事業やその他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとされてお

ります。これにより、福祉基金と比較しても財政調整基金のほうが今回の防災備蓄の財源として適切であると考えます。この意見を予算委員会で伝えましたが、行政側は態度を硬化させ、条例違反の可能性がある高齢者福祉基金を充当するという答弁に終始いたしました。これは新型コロナワクチン接種の問題と似ています。当時も保健師から正しい対処方法が示されていたにもかかわらず、町長が態度を硬化させ、間違った方向に進んでしまいました。今回も同様に正しい財源を提案しているにもかかわらず、行政は高齢者福祉基金の使用に対して、修正を加えず、条例違反の可能性がある対応を続けています。過去の経験を踏まえ、同じ過ちを繰り返させないためにも、住民の皆さまの利益を守るためにも、私は責任ある高取町議会議員として、この条例違反の可能性がある予算を認めることはできません。よって、議第2号 高取町一般会計補正予算に反対いたします。以上です。

○議長（新澤良文君） ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。はい。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 本案に賛成の立場で討論をさせていただきます。今回の備蓄品の量についてでございますが、これまでも震災においては、想定外の被害が出ているという現状がございます。今回、2,000人を対象に3日間の対応ができるような備蓄品を備えたいということにつきましては、私は賛同するものがあります。そして、ランニングコスト等について、今、ご意見がございましたが、委員会の中では、備蓄品が、高取町では、本当に今まで十分に備えられていなかったということで、本当に遅くなっているというのは現状でございます。そういう意味で、今後計画的に進めていくべきであると考えます。そして、財源の福祉基金の問題でございますが、この問題につきましては、今日まで長年にわたって福祉基金という名前で、この高取町議会、行政の中で、様々な福祉の関係で対応するというところで、実際に活用をしまいいりました。議会としてもそれを認めてきたことございまして、今回、福祉基金条例がどういうものであるかということが、新たに出てまいりまして、条例としては、やはり適正ではないのではないかとということで、最終的には町のほうが早急に条例改正をして、今後、基金の活用については、厳格にしていきたいという回答をいただいておりますので、私は賛成をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（新澤良文君） ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「討論なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議題となっております本案について、これより採決を行います。

原案どおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。起立多数。本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第4 議第3号 令和6年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第5 議第4号 令和6年度高取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第6 議第5号 高取町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第7 議第6号 高取町表彰条例の一部改正についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございません

か。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第8 議第7号 高取町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第9 議第8号 高取町手話言語条例の制定についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第10 議第9号 高取町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第11 議第10号 高取町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございません

か。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第12 議第11号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議についてを議題といたします。

上程となっております本案について、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） これより討論を行います。討論はございませんか。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 本案に反対の立場で討論をさせていただきます。この案件は、県内の市町村が広域で水道事業を行うために企業団を作る、そういう協議に入るというそういう案件でございます。この規約案第3条2項では、民間の資金を投入するコンセッション方式への移行又は民営化は行わないとありますが、すでに国土交通省は、ウォーターPPP推進をしており、将来コンセッション方式、民営化に進むことも考えられます。第5条では、企業団議会議員を高取町の場合1名であり、住民の声、高取町の意見が反映されにくくなります。10年間の補助金で事業を大きく推進するということですが、その後の進捗については不透明です。広範囲の大地震などの災害が発生すれば、企業団としての損失は甚大であり、町単独で国庫補助による災害復旧をしていくことがいいのではないかと考えます。職員の数については、業務効率化を図り、適正な機能を目指すと思いますが、きめ細やかな住民サービスができるのでしょうか。そして、県域水道一本化によって、浄水場、自己水を8か所に減らすことは、災害時の水の確保をより困難にします。これまでの災害において、自己水が復旧に大きな役割を果たしてきたことは明らかでございます。自己水を維持する政策こそ住民の命を守ることにつながると考え、反対討論といたします。

○議長（新澤良文君） ほかに討論のある方はありませんか。野口議員。

○5番（野口勝也君） 本案に賛成の立場から討論をさせていただきます。奈良県内の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少や水道施設の老朽化など、単独経営では困難な課題を抱えております。県域水道一体化により、これらの課題に対応し、安全で安心な水道水を供給するため、奈良県広域水道企業団の設立に向け、

幾度となく協議を重ねてこられました。いよいよ本年度、奈良県及び26の市町村によって設立を行い、令和7年度からは事業を開始する運びとなっております。施設設備への投資に国の交付金が活用でき、加えて、県の財政支援も受けることができます。単独経営の場合よりも将来の料金上昇を抑制できると考えられます。特に高取町においては、町にとっても、住民にとっても、非常に有益な事業であると考えられます。以上のことから、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（新澤良文君） ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「討論なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議題となっております本案について、これより採決を行います。

原案どおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新澤良文君） 賛成多数。本案は、原案どおり可決されました。起立多数です。失礼いたしました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第13 議第12号 奈良県広域水質検査センター組合規約の変更についてを議題といたします。

上程となっております本案について、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） これより討論を行います。討論はございませんか。はい。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 本案に反対の立場で討論をさせていただきます。これは組合、組合設立のための、すいません。議案でありまして、先ほどの内容に続いて、反対とさせていただきます。

○議長（新澤良文君） ほかに討論のある方。野口議員。

○5番（野口勝也君） 賛成の立場から討論をさせていただきます。先ほど、議第11号での賛成討論で申し述べましたとおり、奈良県広域水道企業団設立に必要であることから、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

○議長（新澤良文君） ほかに討論のある方はございませんか。

〔「討論なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議題となっ

ております本案について、これより採決を行います。

原案どおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（新澤良文君） 起立多数。ありがとうございました。起立多数。本案は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（新澤良文君） 次に、日程第14 議第13号 奈良県広域水質検査センターの組合の解散についてを議題といたします。

上程となっております本案について、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起る〕

- 議長（新澤良文君） これより討論を行います。討論はございませんか。はい。新澤議員。

- 8番（新澤明美君） 本案についても同様に、奈良広域水道企業団の設立に反対するといううえで、本案に反対をさせていただきます。以上です。

- 議長（新澤良文君） ほかに討論はございませんか。野口議員。

- 5番（野口勝也君） 賛成の立場から討論させていただきます。この件に関しましても、奈良県広域水道企業団設立に必要なことであるため、私の賛成討論とさせていただきます。

- 議長（新澤良文君） ほかに討論のある方はいらっしゃいますか。

〔「討論なし」の声起る〕

- 議長（新澤良文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議題となっております本案について、これより採決を行います。

原案どおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（新澤良文君） ありがとうございました。起立多数。本案は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（新澤良文君） 次に、日程第15 議第14号 奈良県広域水質検査センター組合の解散に伴う財産の処分についてを議題といたします。

上程となっております本案について、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） これより討論を行います。討論はございませんか。
新澤議員。

○8番（新澤明美君） 本案に反対の立場で討論をさせていただきます。奈良県広域水道企業団の設立に反対をするという立場から、反対をするものでございます。以上です。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。奈良広域水質検査センター。奈良県に入ってる。ここは。いいですか、それで。

○8番（新澤明美君） 奈良県広域水道企業・・・

○議長（新澤良文君） ことで、関連でってということやな。

○8番（新澤明美君） はい。

○議長（新澤良文君） はい。わかりました。

ほかに討論のある方。野口議員。

○5番（野口勝也君） 本案に賛成の立場から討論させていただきます。この件におきましても、奈良県広域水道企業団設立に必要であると思われることから、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（新澤良文君） ほかに討論のある方はありませんか。

〔「討論なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議題となっております本案について、これより採決を行います。

原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。起立多数。本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第16 議第15号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第17 議会常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、申出書に記載の事項について、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（新澤良文君） 次に、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会調査報告書の提出がございましたので、日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。追加議案といたします。

それでは、追加日程第1 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会調査報告についてを議題といたしますが、委員長が私でございますので、これから議事進行を副議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○副議長（森川彰久君） 再開いたします。

追加日程第1 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会調査報告についてを議題といたします。本特別委員会のご報告をお受けいたします。新澤委員長。ご登壇願います。

〔6番 新澤良文君 登壇〕

○6番（新澤良文君） 新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査委員会委員長報告を行います。

新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会は、今般、調査を終了いたしましたので、ご報告を申し上げます。

本委員会は、令和3年高取町議会第3回定例会の会期を延長し、地方自治法第100条第1項の権限を行使した調査を9月21日に議員全員のご賛同を得て、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査として開始して、約3年が経ちました。この間、令和3年高取町議会第3回定例会では、9月21日、9月24日、9月29日、10月5日、10月11日、10月19日の計6日間。そして、その後、地方自治法第100条第1項の権限を新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会に委任し、11月15日、12月9日、12月13日、令和4年1月31日、2月15日、3月15日、6月16日、9月20日、12月8日、令和5年3月14日、令和6年9月10日の、計11日間。総合計で17日間、調査を行なってまいりました。内容につきましては、お手元に配布してあります調査報告書をご覧ください。

それでは、調査報告書を朗読させていただきます。

令和3年5月7日から、同年9月22日において、新型コロナウイルスワクチン集団接種を進める中で、未接種の注射器が1本余った事案、ロット番号シール2枚が足りない事案、再冷凍ワクチンを接種した事案、温度管理が不適切なワクチンを接種した事案が複数回発生した。高取町は、この事案を隠蔽し、令和3年9月17日、週刊新潮の記事により事態が判明した。高取町議会は直ちに真相を究明し、住民の安心・安全を担保するため、100条調査権の行使に至った。

このような不適切事案の対象者は、当初の59名であったが、調査を進めていく中、ほかにも不適切事案があることが判明し、最終的には3,084名を対象に感染症検査や抗体検査を実施する事態となった。

本調査においては、事案ごとの時系列をもとに、その原因や担当者の責任、関与等について調査分析し、個々の責任を明らかにし、再発防止を提言することを目的とする。

調査事件については、1、接種会場においてシリンジが1本余った事案。2、再冷凍ワクチンを接種した事案。3、接種済みシールが2枚足りなくなった事案。4、温度管理不適切なワクチンを接種した事案の計4件である。

上記の調査結果については、4つの調査事項の全てにおいて問題があると言わざるを得ず、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関わった主担当の職員が、当

該業務を遂行するうえで、法的根拠の認識が欠如していたこと。必要最低限の知識等を有していなかったこと。体制と役割分担が明確でない段階において、接種事業を行ってしまったということ。ワクチン接種事業開始までのスケジュールがなかったという実態が明らかになった。接種会場において、シリンジが1本余った件については、当該事象が発生した後の初期対応に大きな誤りがあったと言わざるを得ない。対象者全員を調査していれば、未然に防ぐことができたと考える。一事が万事である。とりわけ、情報を公開せず、隠蔽したことが悪質であり、結果として町民に不安を与え、行政の混乱を招いた最大の要因であると考えます。

本委員会は、下記のとおり再発防止案を提言する。

ワクチン接種業務を遂行するうえにおいて、職務遂行マニュアルを遵守するべきであった。また、所管課および職員間での意思の疎通や連携が不足しており、事前の会議、打ち合わせ等を開催し、共通認識を持つべきであったと考える。更には、公務員としての自覚と資質を向上させるために、全職員を対象とした職員研修等を定期的実施することが必要不可欠であった。今回の不祥事については、情報の隠蔽、職員からの提言を留保したことが主たる原因であることから、内部告発者保護法に基づき、内部告発が躊躇なく行われる環境を早急につくることが求められる。

今回の一連の不祥事については、町幹部ならびに一部の担当職員に公務員としての自覚と責任感の欠如、そして職務遂行に当たっての最低限の知識等を有していないにもかかわらず、ワクチン事業を行ってしまったことが、その要因であり、起こるべくして起こったと言っても過言ではない。

また、専門職の意見を聞かず、安全性において疑義のあるワクチンを使用し、結果として、町民3,084名の住民に対し、抗体検査や感染症検査など、肉体的、精神的な負担をかけた。令和6年3月時点で健康被害は報告されておらず、町費負担は発生しなかったとはいえ、約2,700万円の国費が投入された事態に鑑み、中川町長、東副町長をはじめ、関係職員の責任は、極めて重大であり、その処分等については、町長自らが判断し、科すべきであると考えます。議会では、行政の監視が十分に行われておらず、このような事態を招いてしまった責任の一端

が議会にもあると判断し、議員8名全員の歳費の10%を1年間削減した。今後、このような事態が二度と繰り返されることのないように住民の皆さまにお約束し、議会からの報告とする。

なお、今後、理事者におかれましては、今回の事件や事故の関係者に対して処分等を行う場合には、どのような処分を行ったのか、きっちりと公の場で説明いただけるよう要求いたしまして、調査報告を終了いたします。

町民の皆さまにおかれましては、不安な思いをさせてしまいまして、本当に申し訳ございませんでした。長きにわたりこの100条委員会がかかってしまったこと、委員長としてお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○副議長（森川彰久君） ありがとうございます。長きにわたってご苦労様でございました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声起こる〕

○副議長（森川彰久君） なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声起こる〕

○副議長（森川彰久君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。議題となっております調査報告について、これより採決を行います。この採決は起立によって行います。賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（森川彰久君） 全会一致と認めます。ありがとうございます。全会一致で調査報告のとおり決定されました。

お諮りいたします。本特別委員会は調査を終了することにご異議ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

○副議長（森川彰久君） 異議なしと認め、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査を終了し、本特別委員会は消滅いたしました。

それでは、議事進行を議長と交代いたします。暫時休憩。

午前11時01分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

それでは、今定例会の閉会にあたり、中川町長よりご挨拶をお受けいたします。

中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 令和6年度第3回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会で提案いたしました、令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定、令和6年度一般会計補正予算、高取町手話言語条例の制定など、発議案件1件、同意案件1件、認定案件2件、議決案件15件、全部で19件でございます。終始熱心にご審議いただき、全案件をご承認、ご議決いただきまして、心より御礼を申し上げます。また、本会議をはじめまして、各委員会の審議の過程で皆さま方からいただきましたご意見、ご提言などにつきましては、これを慎重に尊重いたしまして、町政運営に反映するように努めてまいります。さらに、令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種事案につきまして、令和3年11月から地方自治法第100条に基づきます新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与について、調査特別委員会を設置され、それ以来、調査・検証され、先ほど新澤委員長より特別委員会の委員長報告がなされました。まず、ご提出いただきました特別委員会の調査報告書を重く受け止めさせていただき、また、私をはじめコロナワクチン接種に従事したすべてが改めて大いに反省するとともにこのようなことが二度と起こらないよう意識の向上、知識の取得、法令等ルールへの順守に努めてまいります。また、ご提言いただきました数々の再発防止策につきましては、コロナワクチン接種にかかることだけでなく、全ての高取町行政を推進するにあたり必要不可欠と認識しております。私自身の危機管理意識を一層向上させるとともに職員研修の一層の充実により、町職員の自覚と資質向上に努めてまいります。なお、私を含め関係者の処分等につきましては、ご提案の趣旨を踏まえ真摯に対応してまいります。改めまして、令和3年の新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、町民の皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと深くお詫びを申し上げます。また、11月末に私の任期は満了いたします。令和2年11月に高取町長就任以来、議員の皆さま、町民の皆さまのご理解、ご協力をいただき高取町政の運営を進めることができました。改めて心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。今後も皆さま方の町政の発展に対する一層のご指導、また、ご鞭撻とご

支援をお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年高取町議会第3回定例会を閉会いたします。閉会。

午前11時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高 取 町 議 会 議 長

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員